

平成28年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
企 画 調 整 課	・ ・ ・ ・ ・	12
財 産 管 理 課	・ ・ ・ ・ ・	14
町 民 生 活 課	・ ・ ・ ・ ・	16
税 務 課	・ ・ ・ ・ ・	20
福 祉 事 務 所	・ ・ ・ ・ ・	21
健 康 増 進 課	・ ・ ・ ・ ・	25
介 護 衛 生 課	・ ・ ・ ・ ・	34
環 境 政 策 課	・ ・ ・ ・ ・	37
農 林 水 産 課	・ ・ ・ ・ ・	48
商 工 観 光 課	・ ・ ・ ・ ・	52
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	56
議 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	58
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	62
監 査 委 員 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	63
農 業 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	66
教 育 総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	67
社 会 教 育 課	・ ・ ・ ・ ・	73
学 校 給 食 セ ン タ ー	・ ・ ・ ・ ・	79

【 特 別 会 計 】

簡 易 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	82
国 民 健 康 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	84
介 護 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	87
診 療 所 事 業	・ ・ ・ ・ ・	97
農 業 集 落 排 水 事 業	・ ・ ・ ・ ・	99
船 舶 事 業	・ ・ ・ ・ ・	100
電 気 事 業	・ ・ ・ ・ ・	101
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・ ・ ・ ・ ・	103

【 総 務 課 】

はじめに

平成 28 年度の国の予算は、「平成 28 年度予算編成の基本方針」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）及び「平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 27 年 12 月 22 日閣議了解）に基づいて、将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題である「経済・財政再生計画」の推進や「一億総活躍社会」の実現と T P P（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応を、着実に、かつ整合的に進めていくことが必要であるとの基本的な考え方により編成されたところである。

地方財政については、社会保障関係費の大幅な自然増等により、地方財政全体では、依然として多額の財源不足が見込まれる中、地方の税收動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算の見直しなどにより、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保されているところである。

国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の見通し、引き続き簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

1 行政運営

合併して以来、事務事業や各種事業の調整、制度や政策等の整備など、行政の基盤となる部分の整備を行ってきた。新庁舎建設が本格的に始動したことに伴い、完成までに住民サービスを基本とした人員配置や組織機構の見直し、行政と各集落との役割分担や連携を強化するための支所機能の充実を図るとともに、今後の庁舎の利活用についても協議を進めていく。

地方公務員法の改正により、新たに任命権者は人事評価を“任用、給与、分限その他の人事管理”の基礎として活用するものとされていることから、適正な人事管理に努める。

女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づく特定事業主計画を策定したところであるが、計画に基づき組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進していくこととしている。

今後、更なる町政の振興と飛躍を目指すため、各種公共事業のあり方を検討するとともに、行政サービスの向上や組織機構改革などを推進し、普通交付税の激変緩和措置を見据えた定員管理を行い行財政の確立を図る。

2 財政運営

平成 28 年度予算は、2 年目となる普通交付税の減額措置、国の地方財政計画にあるような地方税收の伸びが未だ本町に及ばないことや社会保障の充実化に向けた取組みによる社会保障費の増加等により大変厳しい予算編成が見込まれる中、懸案であった庁舎整備も本格的に始まるため、これまで以上に事業計画の見直しを行い予算編成に取り組んだ。

その結果、一般会計当初予算総額は、前年度から 1, 134, 000 千円増加（対前年度比＋12. 5％）

の 10,219,000 千円となった。

歳出の主な増減要因として、まずは普通建設事業費 754,371 千円増（対前年度比＋81.8%）、扶助費 290,294 千円増（同＋21.8%）、貸付金 187,480 千円増（同＋469.0%）等が増加要因として挙げられる。

普通建設事業費（1,676,373 千円）は、本年度から本格的に始まる庁舎建設費の影響が大きく前年度を大幅に上回る事となった。扶助費（1,619,373 千円）は、子ども・子育て支援制度の拡充もあり、保育園こども園支援費が 167,225 千円増のほか、臨時福祉給付金制度に係る低所得高齢者等給付金、障害者総合支援給付費等の増加もみられた。貸付金（227,452 千円）は、地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援の下に地域振興に資する民間事業活動等に対して行う無利子資金の貸付事業として、今年度 190,000 千円実施することによる。

歳出を目的別にみると、庁舎建設費の増加により総務費が 938,193 千円増（対前年度比＋86.1%）、扶助費の増額があった民生費が 278,278 千円増（同＋15.8%）となっている。

一方、歳入では、町債 675,700 千円増（対前年度比＋83.0%）、県支出金 289,670 千円増（同＋45.8%）、国庫支出金 143,823 千円増（同＋15.0%）、地方消費税交付金 80,979 千円増（同＋62.3%）、繰入金 34,079 千円増（同＋10.2%）が増加要因として挙げられる。

町債（1,489,400 千円）は、庁舎建設に係る合併推進債が 566,800 千円増となり、辺地対策事業債が 46,000 千円減、臨時財政対策債が 17,000 千円減と見込んだ。県支出金は、庁舎建設に係る森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金の計上等により増となっている。国庫支出金は、国の扶助制度拡充もあり増となっている。地方消費税交付金は消費税増税により増加となっている。繰入金は、庁舎建設充当財源として、公共施設整備基金の繰入金を 89,200 千円、だいき基金繰入金を 94,300 千円、財政調整基金繰入金を 149,865 千円（対前年度△98,696 千円）としている。

自主財源比率は前年度より 2.2pt 減の 20.8%となったのは、上記のように依存財源の増加によるところが大きい。

特別会計については、一般会計からの繰出金は前年度と比較し 17,592 千円減となった。特に、それぞれの基準外繰出金については、注視しているところであるが、会計ごとにみると、その内容に差がみられる。

国民健康保険事業、診療所事業は収入源となる国保税、診療収入が前年度より減額と、益々経営悪化となっている。国保事業は、若干の制度改正もあり、前年度より繰入金は減額となったが、広域化を見据え、一刻も早い経営改善が必要となる。診療所事業においても、経営の見直しを徹底して行い状況打破に向けて取り組む必要がある。

簡易水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、経営比較分析等により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、効率化及び健全化の推進を図るよう国の指針が示されている。今後は、経営戦略の早期策定、平成 31 年度までに公営企業会計移行が推進されるため、使用料の適正化や更なる歳出見直しを図るなど、健全な事業経営が求められる。介護保険事業は、保険給付費が右肩上がり増加しているものの、その負担割合が国・県・町・保険料と定まっているため、相応の一般会計繰出金が必要とされる。

船舶事業は、新船建造の準備段階として、航路改善計画の策定に向け取り組むが、建造に

あたっては、中長期的な財政計画を立てて行っていきたい。

最後に、平成 28 年度は、平成 32 年度の普通交付税一本算定時の財政規模を目標にした歳出削減策を講じるなど、中期的な視野をもった行財政改革に取り組んでまいりたい。

3 庁舎整備事業

本庁舎建設については、平成 25 年 8 月に「屋久島町庁舎建設検討委員会」を設置し、検討を進めてきた。また、同時に林野庁の関係事業である「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」の支援を受け、木材生産者、木材加工者、施工者を対象に島内で例のない大規模木造建築物の建設計画の取り組みにより、それぞれの事業者の気運も高まり実現に向け大きく前進した。

昨年 3 月に契約を締結した基本設計業務委託では、設計者による木材生産者・施工者・町民・議会・職員ワークショップを開催し、現状の確認作業を行いながら計画実現へ向けての課題を整理し、それらの意見を取り入れた庁舎の設計が平成 27 年 9 月に完成した。その後、実施設計業務に移行し、平面・配置のより具体的な検討を行っており、本年 5 月末には完成予定である。総床面積は 3,635.37 m²となった。

また、伐採・製材及び天然乾燥を基本とした木材調達管理業務による品質管理を行いながら試験データ収集を行っており、この機会に収集した様々な取り組みやデータを整理してきたところ、構造上重要度に応じた木材加工が必要であり、主要構造材や特殊材等については、島外での加工が必要となることが判明した。今後は、島内での木材生産加工体制の拡充を図りながら、島外での加工を含めた協力体制の構築を図り、屋久島産杉材の利用促進に繋げる取組を進める。

このように、木材調達から施工までを出来る限り島内の力を結集して取り組むことに、多くの関係者より賛同を得ており、このことは、屋久島の資源と人材を最大限活用することで、島内における経済波及効果を図ると共に、循環型社会を構築する上でも大変重要なことである。

建設工事は 4 工区に分け、本年 10 月には町民窓口業務を中心とする「町民窓口棟」、町民ギャラリーを有する「フォーラム棟」を着工、平成 29 年度には「行政事務棟」、町民の集いの場とした多目的ホールを兼ねた「議会棟」を着工する。完成は平成 30 年 9 月頃となる見込みである。

4 防災・減災

(1) 消防団活動

消防団は地域の安全・安心を守る本町の防災力の中核として欠くことのできない存在である。

火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、さらには事故災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処し得る消防団員の育成強化を図る。

① 消防団員指導教育として、新入団員を対象とした研修会を開催し、団員の消防知識と

基本的技術の習得を図る。

- ② 消防学校教育研修へ団員を派遣し、地域防災の担い手としての理解を深めるとともに、消防全般にわたる専門知識及び技術を習得することによって地域住民の信頼と期待に応える消防人の育成を図る。

- ③ 消防団自主組織の山岳・海難救助隊のスキルアップを図る。

更に、町操法大会を開催するとともに、熊毛総支部操法大会及び操法研修に積極的に参加し、消防団員の消防技術の向上と錬磨及び団体行動の迅速化及び適正化を図る。

（２）防災活動

近年、台風の大規模化や局地的な集中豪雨は、日本各地に甚大な被害をもたらしている。

また、大規模な地震が相次いで発生していること、口永良部島「新岳」の大規模な噴火発生や日本全国の活火山が活発化していることなど、自然災害の脅威にさらされている。

災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い認識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、これまで以上に自主防災組織の育成強化を図り、災害から生命財産を守る町づくりを推進する。

また、各自の防災意識高揚のため、各地域で積極的な防災訓練が実施されるよう努める。

（３）消防防災施設整備

消防団員装備基準の改正を踏まえ、団員個々の安全に配慮し、装備の改善を進める。

消防施設については、消防車両３台を更新し消防力の強化を図る。

また、既設消火栓等の維持管理に努め、各消防分団または集落からの要望による防火水槽・消火栓の新設、消防ホースを更新し、消防施設の更なる充実を図る。

防災行政無線の整備完了により、早期の情報連絡体制の充実が図られたが、災害時における伝達が効果的に行えるよう、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。

５ 交通安全対策

交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を促進するなど町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- （１） 各季に分けて交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い町民に対し、交通安全の意識の高揚に努める。
- （２） 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携を密にして各種実技指導等を開催し、交通安全教育の指導を徹底する。
- （３） 飲酒運転の撲滅や若者の運転マナー、シートベルト着用の徹底強化に努める。
- （４） 高齢者の交通事故を抑止するため、警察や関係機関と連携し、鹿児島県の行う巡回交通安全教室等を利用して高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- （５） 関係機関と連携して道路診断を実施し、その結果を基にカーブミラーや一旦停止線を設置するなど交通安全施設の充実を図る。

- (6) 万が一、交通事故に遭遇した際の保障のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- (7) 町内小学校新就学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区気象台から受託する航空気象観測業務を行っている。委託金及び受託事業収入で、職員及び臨時職員の人件費、化学消防車の管理業務、各種訓練等に係る経費を賄っている状況である。

7 口永良部出張所

口永良部出張所においては、各種申請・届出の受付、他課との取次業務など総合窓口としての業務を行いながら、昨年の新岳噴火により、島外に避難している住民の対応、帰島した住民の対応等関係各課と連携して行っている。依然として噴火警戒レベル5を継続しているため、新岳の状況を注視しながら総務課と連携して住民の安全に努めている。

平成28年度当初予算

(単位：千円、%)

会 計 名		H28年度	構成比	H27年度	増減額	増減率
一 般 会 計		10,219,000	62.9	9,085,000	1,134,000	12.5
簡 易 水 道 事 業		680,048	4.2	600,940	79,108	13.2
国 民 健 康 保 険 事 業		2,492,600	15.3	2,451,900	40,700	1.7
介 護 保 険 事 業		1,417,420	8.7	1,321,080	96,340	7.3
診 療 所 事 業		197,841	1.2	188,891	8,950	4.7
農 業 集 落 排 水 事 業		63,589	0.4	64,106	△ 517	△ 0.8
船 舶 事 業		300,000	1.8	319,000	△ 19,000	△ 6.0
電 気 事 業	収 益 的 収 支	677,423	4.2	672,433	4,990	0.7
	資 本 的 収 支	59,000	0.4	60,000	△ 1,000	△ 1.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業		147,400	0.9	144,500	2,900	2.0
合 計		16,254,321	100.0	14,907,850	1,346,471	9.0

平成28年度一般会計当初予算（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	H28年度	構成比	H27年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2, 124, 920	20. 8	2, 111, 674	13, 246	0. 6
町 税	1, 253, 170	12. 3	1, 263, 338	△ 10, 168	△ 0. 8
分 担 金 及 び 負 担 金	50, 094	0. 5	51, 046	△ 952	△ 1. 9
使 用 料 及 び 手 数 料	197, 395	1. 9	197, 464	△ 69	△ 0. 0
財 産 収 入	95, 991	0. 9	84, 079	11, 912	14. 2
寄 附 金	15, 001	0. 1	15, 001	0	0. 0
繰 入 金	368, 969	3. 6	334, 890	34, 079	10. 2
繰 越 金	10, 000	0. 1	10, 000	0	0. 0
諸 収 入	134, 300	1. 3	155, 856	△ 21, 556	△ 13. 8
依 存 財 源	8, 094, 080	79. 2	6, 973, 326	1, 120, 754	16. 1
地 方 譲 与 税	74, 902	0. 7	76, 578	△ 1, 676	△ 2. 2
利 子 割 交 付 金	1, 234	0. 0	1, 441	△ 207	△ 14. 4
配 当 割 交 付 金	2, 123	0. 0	1, 045	1, 078	103. 2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1, 211	0. 0	191	1, 020	534. 0
地 方 消 費 税 交 付 金	210, 979	2. 1	130, 000	80, 979	62. 3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	4, 169	0. 0	3, 989	180	4. 5
地 方 特 例 交 付 金	1, 577	0. 0	1, 480	97	6. 6
地 方 交 付 税	4, 280, 000	41. 9	4, 350, 000	△ 70, 000	△ 1. 6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1, 802	0. 0	1, 712	90	5. 3
国 庫 支 出 金	1, 104, 123	10. 8	960, 300	143, 823	15. 0
県 支 出 金	922, 560	9. 0	632, 890	289, 670	45. 8
町 債	1, 489, 400	14. 6	813, 700	675, 700	83. 0
歳 入 合 計	10, 219, 000	100. 0	9, 085, 000	1, 134, 000	12. 5

平成28年度一般会計当初予算（歳出：性質別）

（単位：千円、％）

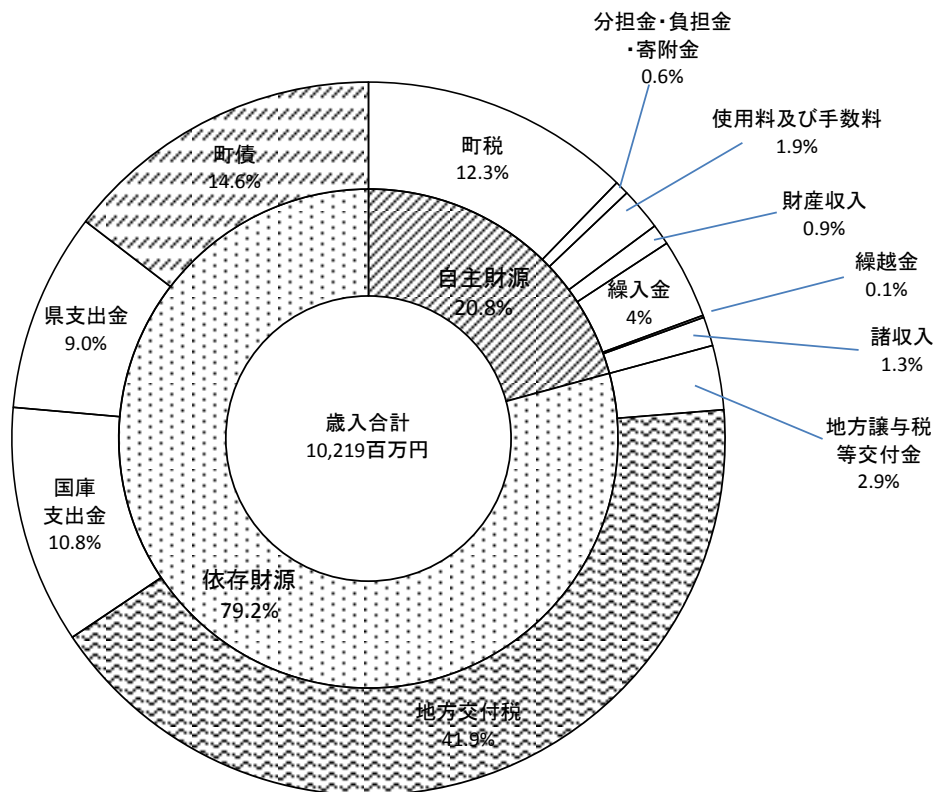
区 分	H28年度	構成比	H27年度	増減額	増減率
義 務 的 経 費	4,736,080	46.3	4,452,641	283,439	6.4
人 件 費	1,498,480	14.7	1,483,736	14,744	1.0
公 債 費	1,618,227	15.8	1,639,826	△ 21,599	△ 1.3
扶 助 費	1,619,373	15.8	1,329,079	290,294	21.8
投 資 的 経 費	1,676,373	16.4	922,002	754,371	81.8
普 通 建 設 事 業 費	1,676,373	16.4	922,002	754,371	81.8
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0	—
そ の 他 の 経 費	3,806,547	37.2	3,710,357	96,190	2.6
物 件 費	1,564,080	15.3	1,627,178	△ 63,098	△ 3.9
維 持 補 修 費	44,207	0.4	41,844	2,363	5.6
補 助 費 等	1,032,621	10.1	1,043,037	△ 10,416	△ 1.0
積 立 金	30,949	0.3	33,214	△ 2,265	△ 6.8
投 資 及 び 出 資 金	50	0.0	100	△ 50	△ 50.0
貸 付 金	227,452	2.2	39,972	187,480	469.0
繰 出 金	901,682	8.8	919,274	△ 17,592	△ 1.9
予 備 費	5,506	0.1	5,738	△ 232	△ 4.0
歳 出 合 計	10,219,000	100.0	9,085,000	1,134,000	12.5

平成28年度一般会計当初予算（歳出：目的別）

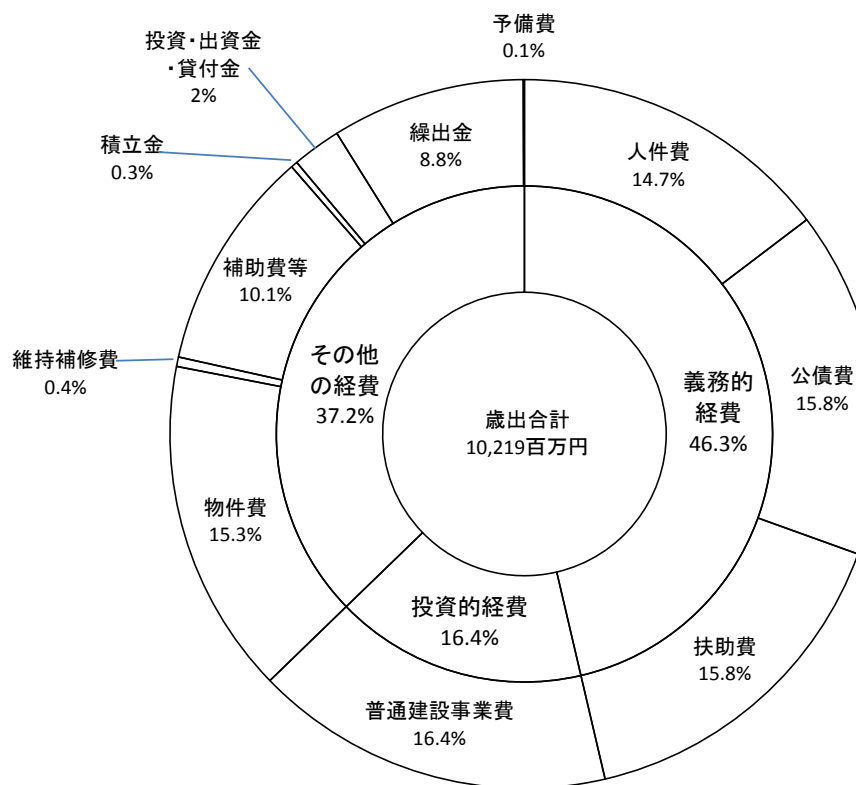
（単位：千円、％）

区 分	H28年度	構成比	H27年度	増減額	増減率
議 会 費	108,122	1.1	116,006	△ 7,884	△ 6.8
総 務 費	2,027,651	19.8	1,089,458	938,193	86.1
民 生 費	2,039,627	20.0	1,761,349	278,278	15.8
衛 生 費	1,787,784	17.5	1,761,197	26,587	1.5
労 働 費	22	0.0	22	0	0.0
農 林 水 産 業 費	802,491	7.9	727,025	75,466	10.4
商 工 費	171,607	1.7	173,467	△ 1,860	△ 1.1
土 木 費	412,454	4.0	389,872	22,582	5.8
消 防 費	408,124	4.0	456,189	△ 48,065	△ 10.5
教 育 費	823,570	8.1	937,781	△ 114,211	△ 12.2
公 債 費	1,618,227	15.8	1,639,826	△ 21,599	△ 1.3
諸 支 出 金	13,815	0.1	27,070	△ 13,255	△ 49.0
予 備 費	5,506	0.1	5,738	△ 232	△ 4.0
歳 出 合 計	10,219,000	100.0	9,085,000	1,134,000	12.5

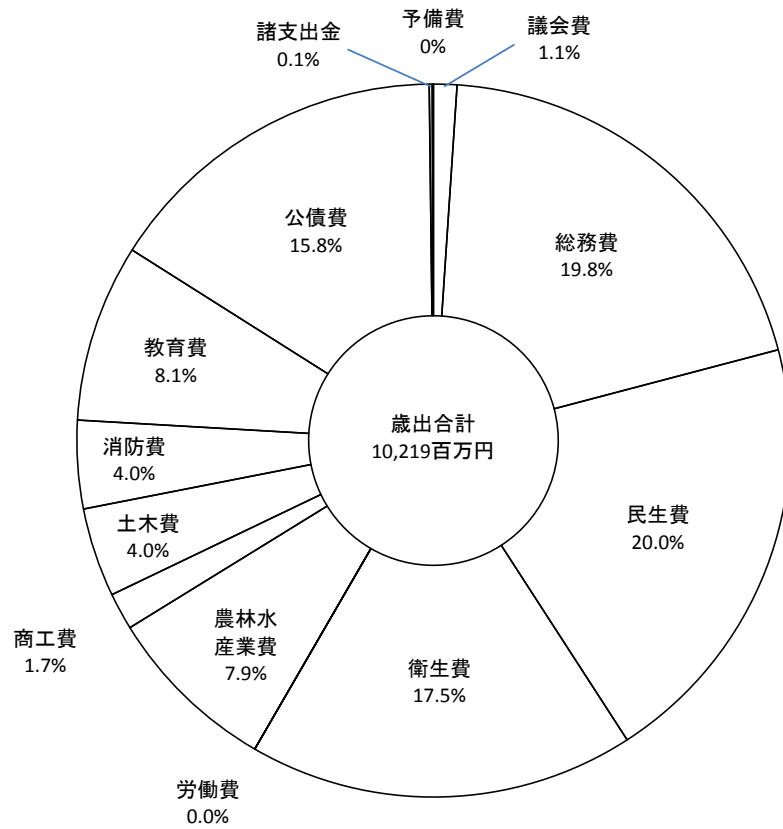
平成28年度一般会計歳入予算案



平成28年度一般会計歳出予算案(性質別)



平成28年度一般会計歳出予算案(目的別)



【 企画調整課 】

企画調整課では、昨年度、ふるさと納税におけるオンライン決済システムの構築と地元産品による返礼品制度を導入し、新たな財源の確保を図る仕組みづくりを行いました。

また、「まち・ひと・しごと創生法」の施行により、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、本町の人口の現状と将来の展望を指標とする「屋久島町人口ビジョン」と5か年の目標や施策の基本的方向や施策をまとめた「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、屋久島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）が最終年度になることから、平成28年度からの平成32年までの5か年計画を策定しました。

本年度は、昨年度策定した計画の具現化に向け、各課の施策や地域との連携した地域活性化事業として、「屋久島町集落の未来創生事業」を創設し、各集落の主体的な村づくり策に取り組めます。

また、人口減少の取り組みとして整備した移住体験住宅4棟の入居者と集落との交流や体験住宅利用者による移住体験「しま暮らし」の情報発信と減少傾向にある交流人口の増加を図るため、航路・空路の利用促進の取り組みと屋久島空港（ジェット化）整備に向けて、県との連携を強化します。

なお、これまで外部評価委員による行政評価制度を導入・活用して事業の見直しに対する行政評価報告書をいただきましたが、本年度も実施事業に関する職員との質疑応答や議論を反映させながら住民の生の声を整理し、住民目線による事業評価をしていただくとともに、その結果を各課の事業運営や予算管理について検証または反映させることにより、事務・事業におけるPDCAサイクルの確立を図ります。

町政の啓発事業として、今年度新たに町勢要覧を作成するとともに、町民が身近に感じられる広報紙づくりをめざし、町民及び各集落からの情報収集に努めます。

企画調整課において、本年度実施する各種事業は次のとおりです。

- 文書広報については、町報「やくしま」の内容を充実し定期発行します。
- 屋久島町町勢要覧を作成し、歴史、文化、自然環境などあらゆる分野をわかりやすく紹介、PRします。「700部」
- 外部評価委員による事業評価を引き続き行います。
- 旧両町を区域とした地域審議会を開催し、当審議会での協議を踏まえ、住民の意見を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスが提供できるように努めます。
- 地域間交流として、青森県青森市、大分県日田市及び熊本県菊陽町との友好盟約に基づいた交流を深めます。（青森市との中学生交換ホームステイへの助成）
- 利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、大型船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化に向け、県・国との連携を強化して取り組みます。
- 集落活性化対策として、(財)自治総合センターが行う、宝くじ普及事業の一般コミュニティ助成事業を導入して、各種行事用備品等、文化・学習活動備品等の支援をします。
- 集落の未来創生事業については、各集落が策定する計画書に基づき実施する集落振興事業と「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動して取り組む集落創生事業を支援します。（新制度）
- 過疎地において、様々な活動に従事する総務省の人材派遣制度である「地域おこし協力隊」を導入し、島の課題解消に努めます。
- 屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業を推進します。

- 人口減少対策としての移住体験住宅を活用した地域との交流促進と移住者からの情報発信による交流人口の増加を図ります。
- ふるさと納税寄附採納額を増額できるように検証します。
- 電算管理については、電子自治体構築に向け機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、また、住民の情報資産の保護のため情報漏洩対策に努めます。
- 統計調査は、5月に学校基本調査、6月に経済センサス-活動調査が実施されます。
特に経済センサス-活動調査は事業所、企業、約1,000件を対象に実施される規模の大きい重要な統計調査なので、指導員、調査員と連携して適正かつ円滑な調査の実施を推進します。

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

① 文書広報経費

・町報「やくしま」の発行（7,000部）	印刷製本費	3,176千円
・町勢要覧の発行（700部）	印刷製本費	907千円

② 企画経費

・地域審議会開催（1回）	報酬・費用弁償	201千円
・行政評価委員会（4回）	報酬・費用弁償	256千円
・屋久島いところ関係経費	需用費	93千円
・一般コミュニティ助成事業 （実施地区は未定（3地区申請）－各種行事用備品、文化・学習活動備品等の整備）	助成金	7,500千円
・全国離島交流野球大会（中学生対象：島根県隠岐の島）	負担金	1,500千円
・米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会	負担金	16千円
・屋久島空港利用促進協議会	負担金	370千円
・中学生交換ホームステイ委員会	補助金	800千円
・地域間幹線系統確保維持事業地域（バス運行対策補助金）	補助金	2,504千円

③ 地域活性化対策経費

・地域おこし協力隊員導入費	報酬・その他	2,945千円
・未来創生審議会の開催（3回）	報酬・費用弁償	217千円
・集落の未来創生事業	助成金	11,000千円
・ふるさと納税関係経費	報償費他	12,825千円
・移住体験住宅経費	需用費等	458千円

④ 電算管理経費

・総合行政システム機器	リース料	5,182千円
・総合行政システム	負担金	14,347千円

⑤ 口永良部島活性化対策事業経費

・特定離島ふるさとおこし推進事業事務	旅費	61千円
--------------------	----	------

⑥ 統計調査経費

・経済センサス-活動調査経費	指導員・調査員報酬等	1,275千円
----------------	------------	---------

【 財産管理課 】

平成 28 年度における財産管理課の事業計画は概ね次のとおりである。

1 財産管理業務

(1) 公有財産の管理業務

財産管理係で管理している町有地については、公共用地として活用されていない土地が数多く存在することから、今後活用する予定のない町有地については払下げに応じるほか、貸付けを実施開始後長期間経過している物件もあることから、これらの土地についても積極的に払下げを行い財産収入の確保及び固定資産税の増収を図ることとし、面積及び金額等の要件に照らし必要であれば「屋久島町公有財産取得処分等審査委員会」を開催し、内規に基づいて十分な審査を行い、適切な事務処理に努める。

また、「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努める。

(2) 庁舎建物の管理に関する事項

宮之浦支所庁舎及び尾之間支所庁舎の管理については、本年度も各庁舎 2 名と警備業務委託契約を締結し、休日及び夜間の見回りや電話対応を実施するとともに、各庁舎の電気保安全管理・消防設備点検・浄化槽管理等の有資格者が必要な業務については業務委託で対応し、各庁舎の軽微な修繕については、出来る限り職員で対応する。

(3) 公園施設等の管理

公園施設等の管理については、2 名を賃金雇用し、憩の森や本課所管施設周辺及び町有地等の除草作業整備を行うことで、利用者に対して最適な環境整備を図る。

(4) 嘱託登記事務

町有地の処分、取得、交換等に伴い生じる権利の移動や事業課から依頼のあった嘱託登記事務については、2 名の登記専門員を配置し対象物件の権利関係調査や測量作業を実施して迅速且つ適切な事務処理を図る。

2 屋久島離島開発総合センター管理業務

離島総合センターの維持管理については、1 名賃金雇用し予約調整業務及び

施設内の清掃業務を行い、軽微な修繕については、出来る限り職員で対応する。

また、消防設備点検及び空調設備点検等の資格を必要とする保守点検業務はすべて委託業務で対応し、施設の適正な維持管理に努める。

3 公営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に沿って、既存の町営住宅の長寿命化に向けた積極的な維持・保全と計画的な修繕に努める。併せて、住宅及び敷地内の安全・衛生管理（犬・猫等の飼育禁止、騒音禁止など）を徹底する。

また、入居希望者の利便性を考慮し、これまで年2回だった入居者募集を年3回とする。

その一方、家賃高額滞納者及び住宅不使用者への住宅明渡し請求を行い、住宅に本当に困っている人が入居できるよう取り組む。

・修繕料	10,000千円
・委託料（白蟻駆除、管理システム保守、消防設備 保守点検、貯水槽清掃）	2,750千円
・賃借料（城ヶ平住宅）	5,184千円
・工事請負費（排水溝敷設、外壁防水塗装）	40,800千円
・備品購入費（浄化槽中空糸膜）	3,000千円

【 町民生活課 】

町民生活課所管における事業計画の概要については以下のとおりである。

1 各支所費及び出張所費

各支所及び出張所間については、緊密な連絡体制のもと、総合窓口として関係各課と迅速な連携を図り、住民サービスの更なる向上に努める。

各支所における歳入、歳出は以下のとおりである。

【宮之浦支所費】

・歳入

輪転機及びコピー機の使用に伴うコピー等複写代と宮之浦支所に設置している公衆電話使用料及び公衆電話委託手数料を計上。 44 千円

・歳出

郵便代、光熱水費等宮之浦支所全体に係る諸経費を計上。 13,397 千円

【尾之間支所費】

・歳入

輪転機及びコピー機の使用に伴うコピー等複写代と尾之間支所に設置している公衆電話使用料を計上。 52 千円

・歳出

郵便代、光熱水費等尾之間支所全体に係る諸経費を計上。 14,294 千円

【安房支所費】

・歳入

コピー等複写代及び安房支所に設置している公衆電話使用料を計上。 4 千円

・歳出

支所事務に係る諸経費を計上。 273 千円

【栗生出張所費】

・歳入

コピー等複写代を計上。 4 千円

・歳出

出張所事務に係る諸経費を計上。 282 千円

【永田出張所費】

・歳入

総合窓口機能の充実のため臨時職員 1 名を雇用し、社会保険料、雇用保険料、コピー等複写代を計上。 234 千円

・歳出

臨時職員賃金及び出張所事務に係る諸経費を計上。 2,227 千円

2 窓口事務

各支所・出張所における窓口業務については、住民基本台帳法及び番号利用法等の関係法令に基づき、適切かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認作業を厳密に行い、住民サービスの向上に努める。

マイナンバー制度施行に伴い、カードに係る有効性情報の管理、提供に努めるとともに、マイナンバーカードの発行に遅滞なく万全に対応し、カードの信用性を確保してマイナンバー制度の円滑な導入に寄与する。

【住民基本台帳事務】

住民基本台帳の適正な整備と適切な維持・管理に努めるとともに、町民の利便性向上を図るための離島航空割引カードやマイナンバーカードの発行・更新業務を行う。また、死亡弔慰金及び出産祝金の支給を行う。

マイナンバー制度施行に伴い、個人番号通知カード並びに個人番号記載のＩＣカードは、転入時・転居時・戸籍変更時において統合端末の入力及びカード裏書作業が必要になることから常に正確・迅速な対応に努める。

・歳入

住民基本台帳手数料	1,449 千円
事務手数料(印鑑証明他)	857 千円
個人番号カード交付事業費補助金	1,217 千円
中長期在留者居住地届出事務委託金	155 千円
人口動態調査委託金	25 千円

・歳出

弔慰金	360 千円
出産祝金	3,900 千円
旅費	684 千円
コピー機カウンター料他	1,713 千円
公用申請返信用切手他	103 千円
公的個人認証システムリース料（５月終了）	22 千円
マイナンバー対応追記リース料	1,362 千円
マイナンバー対応追記機器保守管理委託料	519 千円
通知カード・個人番号カード関連事務交付金	1,217 千円
住民基本台帳ネットワークシステム負担金	206 千円

【戸籍事務】

戸籍に関する業務については、管轄法務局及び関係市町村と密に連携しながら、戸籍法等関係法令に基づき、正確で迅速な業務に努める。

特に改正戸籍法に基づき、請求者・届出者の本人確認や第三者による請求の場合の請求理由の判定を厳格に行い、個人情報の保護と虚偽の届出の防止に努める。

・ 歳入	
戸籍手数料	3,295 千円
・ 歳出	
戸籍システム保守委託料	4,731 千円
戸籍システムリース料	2,731 千円
戸籍システム連携用コピー機リース料	249 千円
地方法務局直管轄内協議会負担金	16 千円

3 旅券事務

各支所において実施している旅券（パスポート）の申請・交付業務については、個人情報の取り扱いに留意しつつ県への迅速な進達に努める。

・ 歳入	
戸籍住民基本台帳費委託金	121 千円
・ 歳出	
通信運搬費	24 千円

4 人権啓発関係事務

人材不足から長年懸案となっていた人権擁護委員が、7月より1名増員（宮之浦から長峰地区担当）となる。昨年からの新任1名を含む6名（北部・南部各3名）との連携を図りつつ、平成28年度においては神山小学校で人権の花運動に取り組み、更なる人権思想の啓発に努める。

【人権の花運動】

「児童が協力し合って人権の花ヒマワリを栽培することを通して、優しい心や思いやりの心を育て、さらに、その結果を周囲の人に鑑賞してもらうことにより、児童の情操をより豊かにし、これらを通じて児童に豊かな人間関係を体得させ、もって人権尊重の理念の普及と高揚を図る運動である。町内小学校が1年1校輪番制で県からの指定を受けることになっている。

・ 歳入	
人権の花運動委託金	50 千円
・ 歳出	
旅費	95 千円
消耗品費	90 千円
人権擁護委員協議会負担金	37 千円

5 国民年金事務

鹿児島北年金事務所及び鹿児島事務センターと協力・連携し、国民年金の各種届出・請求等の手続きを正確迅速に行い、広報誌等による啓発活動、年金相談、保険料免除制度等の周知に努めるとともに、他の各種年金についても町民から相談があれば積極的に支援を行う。また、日本年金機構が行う年金記録問題に関する取り組みや各種情報提供にも引き続き協力して記録の回復等に努める。

また、保険料を適切に納付している被保険者との均衡に配慮しつつ将来の無年金・低年金者を無くすため、5年後納制度の周知に努める。

・歳入

国民年金事務委託金	3,200 千円
-----------	----------

・歳出

旅費	65 千円
----	-------

消耗品費	30 千円
------	-------

6 援護対策費

援護対策費は歳出のみで、遺族会に対する運営補助と戦没者追悼式開催に係る経費等である。

・歳出

送迎バス運転手賃金	14 千円
-----------	-------

旅費	64 千円
----	-------

消耗品費	192 千円
------	--------

役務費	36 千円
-----	-------

負担金	100 千円
-----	--------

7 労働関係事務

雇用保険の取次業務として、受給者の認定業務、求職申込の受付、求人票の整理を行い、失業者の早期就職を支援し生活の安定を図る。

平成 27 年 10 月より、雇用保険の受給資格取得（初回認定）を屋久島町役場安房支所で行えることとなり、町ではテレビ会議システム管理を行い、ハローワークと連携し、会場の確保及びシステムの運用をサポートしていく。

・歳出

旅費	22 千円
----	-------

【 税 務 課 】

鹿児島県内の景況は、雇用関係が堅調に推移しており、消費関連や観光関連に持ち直しの動きが見られる一方、生産活動が弱含み、投資関連がやや弱含むなど、全体として弱い動きが続いている状況である。

本町においては、基幹作物であるポンカン・タンカン・お茶等の売上高減少、漁業では水揚げ高の大半を占めるトビウオや首折れサバの漁獲高の減少、また景気の低迷に起因する観光客数の減少に伴う宿泊関連施設等の売り上げ減少、公共工事等の減少により町民所得は下降傾向にあることから、収納業務において厳しい状況が継続すると考えられます。

平成 28 年度において、町民から信頼される税務行政を推進するために、

- ① 適正、公平な課税と徴収について厳正な執行に努める
- ② 適正な申告指導を行い納税意識の向上を図る
- ③ 税に対する正しい認識と理解を得るための広報や、納税者との接点をさらに充実させる
- ④ 納税相談員制度廃止（平成 29 年度実施）に向けての自主納税、口座振替の推進
- ⑤ 納税者に不信を抱かせないよう綱紀の保持に努めるとともに言動に留意し秘密の保持に努める。

さらに、引き続き熊毛支庁県税課との連携を密にし、税務職員の滞納処分の技術を向上させると同時に、悪質滞納者への滞納処分（搜索、差押え、公売等）を行い、差押財産の公売会を町内で実施することを視野に入れた、更なる徴収体制強化を図ります。

このほか、税務課職員の幅広い視野と、税法その他関係法令の専門的知識の習得に努め、税務経験の浅い職員に対する研修を行います。

平成 28 年度重点施策

- (1) 収納率の向上に向けての徴収体制の強化（徴収専門職の人材育成）
 - 臨戸徴収の強化（滞納処分に伴う実態調査）
 - 大口、悪質滞納者の差押処分
 - 熊毛支庁県税課との共同滞納処分（搜索等）
 - 納税催告書の発送及び徴収嘱託
 - 町内での差押財産公売に向けての計画策定
- (2) 納税業務の改善
 - 口座振替納税の推進
 - 町税コストの軽減
- (3) 税に対する啓発
 - 租税教室の開催

【 福祉事務所 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしく生活できる」
福祉サービスの拡充をめざして

I. 基本方針

平成21年度の福祉事務所開設以来、生活保護業務を含め各種福祉事業全般について、公平公正で住民に身近な福祉事務所として業務推進に努めてきたところです。

高齢者福祉については、年々高齢化による長寿社会が進行する中、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によるサービス事業の充実が推進されているものの、高齢者の望む十分なサービス体系になっているとは言いがたく、サービス利用者の期待する福祉サービスの提供に努めているところです。

また、核家族化の進行にともない、本町の75歳以上の後期高齢者に占める独居老人の割合は40%とかなり高い状況で推移しており、高齢者の抱える不安や悩みは、老後の財産の管理や日常生活の支援等、年々増加傾向にあり、地域包括支援センターや関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の実施など、生きがいを持って、健やかで安心して生き生きとした生活を送ることのできる地域社会づくりに努めます。

障害者及び障害児福祉については、平成24年度に設置した屋久島町障害者自立支援協議会を活用し、障害者（児）が地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。課題の大きな一つであった相談支援体制の充実については、平成27年4月に障害者（児）の一般相談や障害福祉サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所として、福祉事務所に「屋久島町障がい者等基幹相談支援センター」を立ち上げ、相談支援専門員1名を配置、相談支援体制の充実を図ったところでありますが、今後は機能強化に努め、可能なところから一步一步課題解決を図り、障害者（児）の人格と個性を尊重した地域社会の実現に努めます。また、障害者（児）の保護者の高齢化が進み、将来に亘り障害者（児）の社会的孤立が憂慮されることや精神障害者の社会復帰への受け入れ対応可能な地域社会づくりの観点から、障害者（児）等が安心して暮らせる施設整備等が必要と考えられるので、障害者自立支援協議会を活用しながら関係機関と連携を密にし、障害者（児）サービスの拡充に努めます。

なお、障害児については早期発見、対応が非常に重要なことから、各種検診等を活用しながら、平成25年度に策定しました屋久島町障害者計画に基づき児童発達支援、放課後等デイサービスの療育強化に努めます。

児童福祉については、少子化が進む中、児童手当の支給と育児支援や放課後児童の健全育成事業に加え、平成25年度から延長保育促進事業を導入し、青少年の健全育成に関わる諸施策を推進しているところです。また虐待（DV）、放任（ネグレクト）、その他不当な取扱いから児童を守るため、家庭訪問や学校訪問を実施するなど、家庭や地域におけるきめ細かな対応を家庭児童相談員、主任児童委員をはじめ、民生委員等関係団体と連携し、問題解決に努めます。また、要保護児童地域対策協議会を活用するなど、地域ぐるみ

の育成活動の活性化や児童相談体制の充実に努めます。

また、母子・寡婦、父子家庭など、ひとり親の子育て支援に積極的に取り組み、児童扶養手当や、ひとり親医療費助成等の各種助成制度の広報を確実に実施し、周知を図りながら、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

生活保護については、経済不況の煽りから就労の道が閉ざされ、失業者及び低賃金労働者の増加に歯止めが掛からない現状であり、老齢年金受給額の少ない高齢者世帯等にとっても非常に厳しい状況であります。生活保護制度の基本原則・原則に基づき、適正な職務の推進に努めます。さらに、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されたことに伴い、相談支援員を配置し相談支援体制の構築を図ります。

また、ケースの複雑・多様化などによって業務が増大していることから、生活保護業務に従事する職員の専門的知識、技術の修得に努めます。

いずれにしても、家族の絆や地域社会における人間関係の希薄化が社会的孤立を助長し、母子家庭や保護世帯の増加につながり、障害者（児）等の社会参加の阻害要因になっていることは否定できないところです。ついては、このことが核家族化や隣人への無関心へと閉鎖性が連鎖し、高齢者の孤独や不安を増大させていることから、要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有し地域における繋がり強化を図り「絆」の再認識のための仕組みづくりに努めます。

1. 社会福祉総務

福祉業務に携わる職員の人件費と各種福祉関係団体への補助金及び障害者福祉に関する扶助費が主な支出内容で、福祉に関わる予算は毎年増加傾向にあります。

障害者の福祉対策は、障害者が健常者とともに地域社会で暮らしていくことができる社会を目指します。そのために平成25年度に策定した障害者計画を基本とし、相談支援体制の充実・強化のため人材の確保を図りながら、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。また、障害者自立支援協議会を活用し地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。

母子・寡婦及び父子家庭の福祉対策については、経済的自立と生活の安定を図るため、就労の促進、融資制度の効率的活用や相談体制の強化とともに、安心して子育てができる支援体制として、平成25年度から実施している「産前・産後支援ヘルパー事業」の拡充と併せ、各種医療費助成や母子家庭の自立を促す制度利用を推進し、各種制度の啓発及び適切な運用が図られるよう努めます。

生活援助対策としては、民生委員・児童委員の地域活動が地域社会の変化や生活圏域の拡大に伴い、従前の低所得者救済活動から多面的分野の活動に変容してきており、幅広い知識習得や組織強化が不可欠であることから、各種研修会への参加促進や地域活動の支援に努めます。

社会福祉協議会の支援については、総合福祉センター「こまどり館」と「縄文の苑」を拠点に、本町の介護・福祉活動及びサービス事業の中核として、地域福祉の拡充のため介護保険サービス事業及び高齢者や障

害者支援事業など各種事業に取り組んでおり、その役割は重要であると考えますので、今後も社会福祉協議会の目的である「地域福祉活動の推進」のための支援に努めます。

また、福祉事務所が町民にとって身近で、信頼されるきめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努めます。

また、引き続き所得の低い方々への臨時福祉給付金が支給されることから、国が示す支給要綱に沿った支給事務ができるよう関係各課の協力の下、迅速・適切な事務執行に努めます。

生活保護関連事業として、新たに生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、福祉事務所を設置する自治体は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る必要が生じることとなり、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給が必須事業となっていることから、自立相談支援員を配置し健全な事業の運営に努めます。

2. 高齢者の福祉

高齢者福祉施策については、高齢化や核家族化に伴う独居老人の増加、高齢者虐待、認知症高齢者の増加等により、本町の高齢者を取り巻く環境は、依然厳しいものがあり、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっていることから、高齢者の保護措置等、引き続き地域包括支援センターをはじめ、関係機関及び団体との連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、高齢者の個性を生かし、楽しみながら生きがい作りができる機会や空き家等の提供策を講じ、地域の高齢者が楽しく過ごせるサロン活動等を拡充することにより、活力ある高齢者の育成と高齢者が生き生きと暮らすことのできる地域社会の仕組みづくりに努めます。

3. 福祉センター管理

総合福祉センター「こまどり館」並びに「縄文の苑」については、指定管理者制度の導入により、社会福祉協議会が管理運営しているところですが、協定書に基づく施設の維持管理に努めます。

4. 児童福祉

福祉事務所の開設に伴い、家庭児童相談員を配置しており、保育所の入所や育児支援としての保育所運営事業と平成24年度に開所された認定子ども園の充実を図ると共に放課後児童健全育成事業や休日保育等、平成25年度からの延長保育促進事業を活用し、子育て支援の継続に努め、地域に密着した迅速で行き届いた福祉行政を推進するため、平成26年度に策定した「屋久島町子ども・子育て支援事業計画書」に基づき、平成27年度から本格実施されている子ども・子育て支援新制度の推進に努めます。また、平成24年度から次代を担う子どもの健やかな育ちを支援する目的で児童手当の支給が開始されたことからその趣旨に基づく使途がなされるよう啓発に努めます。

5. 生活保護業務

生活保護業務については、平成21年4月から鹿児島県より移譲を受けて業務を進めてきましたが、当初より受給対象世帯数・人員共に減少してきているものの、ここ数年は新規相談及び申請件数とも横ばい状態にあります。今後も住民に視点を置き、保護対象者の生活歴や職歴等、その人生観を受容しながら公平公正で適正な業務に努めます。

また、平成27年度から保護が適用されない生活困窮者に対する自立相談支援事業と住宅確保事業が実施されていることから、職員のスキルアップのための研修及び事例検討等により資質の向上に努めます。

さらに、経済不況を背景に失業者が増加し、就労の場所の確保、身体的に自立が困難な者や家族構成の中に高齢者及び障害者も同居するなど、生活保護対象世帯の家族形態は複雑多様化していることから、業務は多忙であり専門性を要するものでありますが、今後は多くの事例を糧として、経験を重ね、研鑽を積み、地域に根ざしたきめ細かな事業運営に努めてまいります。

6. 災害救助

昨年の口永良部島新岳噴火災害のように、町民が被災した際には災害救助法に基づく災害救助費を措置し、救助に要した経費や避難所関係の経費などを迅速かつ適切に予算化する必要があることから、昨年の教訓をもとに、関係機関と連携のもと不測の事態に備えた体制の改善を検討してまいります。

また火災その他不測又は不可避の災害による被害を受けたときに、その被災者や被害により死亡した町民の遺族に対し災害見舞金を支給します。

7. 保健衛生

乳幼児等医療費については、子育て支援の一環として、助成対象年齢の引き上げ及び所得制限の撤廃などの改正をするなど、子育て家庭への助成を手厚くしたところです。また、産前・産後ヘルパー事業を平成25年度から新設し、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児を行なうことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣し援助を行ない母親の心身の健康を維持するとともに、児童福祉の向上を図ります。

今後も安心して子育てができる環境を整え、乳幼児の健康維持に努めます。

【 健康増進課 】

「自然と共に生きる元気な町」（屋久島町のめざす姿）

I . 基本方針

本町の健康増進計画「健康やくしま21」では、メタボリックシンドローム該当者やその予備群の減少と乳がん検診の受診率向上を重要目標に掲げています。そのため、生活習慣病の予防と改善を最重要項目とし、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、健康に携わる関係機関・団体が一体となって町民の健康づくりを支援する「町民全体で支えあう健康づくり」をめざしています。また、これらの取り組みにより、医療費の抑制につながるよう本年度もさらなる事業を展開します。

まず、健康増進事業では、特定健康診査・がん検診等の受診率向上により、一人ひとりが自らの健康状態を知り、保健師による保健指導をしっかりと行うことで、疾病の早期発見、早期治療を促し、生活習慣病の発症・重症化の予防事業を推進します。さらに、未受診者に対する対策を検討するとともに、各集落において健康管理の意識づけの啓発を行います。

また、母子保健事業においては、子どもを安心して産み育てていくための妊婦健診や出産のための支援を行い、予防接種事業及び食生活改善事業においても、各種予防接種の勧奨、個別や集団による栄養指導に努めます。

国民健康保険事業や後期高齢者医療保険事業については、医療費の抑制に資する事業展開を行い、健全で適正な財政運営に努めます。

II . 主要施策

1 . 健康対策事業

1 . 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付・妊婦健康相談

（宮之浦保健センター2回/月・尾之間支所2回/月）

妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付し、定期的な健康診査の受診を呼びかける。また、ハイリスク妊婦（要支援家庭）への早期介入を目的として、全妊婦にアンケートを実施する。アンケートに基づいたスクリーニングの結果、ハイリスクと判定された者に対しては、個別支援計画を作成し支援につなげる。

また妊娠中からの予防歯科の意識づけを目的として、RDテスト（むし歯のなりやすさを予測する）を行い、妊婦自らの歯の健康と生まれてくる子どものむし歯予防への意識づけを行う。

妊娠届出者見込み数 130人

(2) ふれママカフェ（2保健センター：8回/年）

妊娠、分娩についての不安を取り除き、妊娠期を健康に過ごし、また出産後のイメージを具体的に持ち父母の協力の下で安心した子育てができるように支援することを目的として、妊婦とそのパートナーを対象に実施する。

参加見込み数 延べ 40 人

(3) 妊婦健康診査（医療機関へ委託）

妊婦の健康管理と分娩の安全のために、委託医療機関で健康診査を実施する。受診票綴は、母子健康手帳交付時や転入の際に発行する。また、委託医療機関外で受診した場合には、償還払いで対応する。医療機関から戻った受診票は台帳等に記載し、未受診者や受診中断者、リスク保有者等を把握し、要支援者を早期に把握し支援につなげる。

（妊婦一般健康診査 1 人につき 14 回）

受診票綴発行見込み 130 人 償還払い 30 人

(4) 産婦健康診査（2保健センター×6回/年）

3～4か月児健康診査と同時実施。出産後の母体の健康を管理し、心身ともに安定した中で子育てができるように、また、次期妊娠及び出産の安全を図ることを目的として実施する。

受診見込み者数 130 人

(5) 妊産婦訪問指導

母子手帳交付時アンケートや健康診査の結果からの、支援を必要とする妊産婦に対し、保健師や助産師が保健指導を実施する。

実施見込み数 10 人

(6) 3～4か月児・7～8か月児・1歳児健康診査

（2保健センター×6回/年）

乳幼児期は、個々の問題に対応した専門職によるきめ細やかな保健指導が必要である。この時期に健康診査を行ない、発育発達の確認、疾病の早期発見及び育児不安に対する保健指導や情報提供（離乳食や歯科指導、仲間づくり、ブックスタート等）などを行い、全体の流れを通じて、母子の状況の把握を、各スタッフが重層的に行なう。スクリーニングの結果、要フォローと判定された者に対しては早期介入し、必要時関係機関と連携しながら支援する。

受診見込み数 各 130人

(7) 1歳6か月児健康診査（2保健センター×4回/年）

すこやか歯科健康診査と同時実施。

1歳6か月は、歩行や手の器用さ等の運動機能面と、有意語を話せる等の精神発達面で、発達の遅れの有無をチェックできる最初の時期である。この時期に十分に検査することにより、以前から疑われていた軽度～中等度の発達上の問題を再確認するとともに、精神発達面における発達障害へ発展する可能性のあるハイリスク児の早期発見を行い、必要時支援につなげていく。また、よい生活習慣の確立、幼児の栄養、その他幼児の健全育成支援、保護者への育児支援を図る。一

般健康診査の他、歯科健康診査・フッ素塗布も実施する。

受診見込み数 130人

(8) 3歳半児健康診査（2保健センター×4回/年）

すこやか歯科健康診査と同時実施。

3歳は、運動機能や知的発達などが進歩し、次第に複雑化していく大切な時期であり、個人差も大きくなってくる。この時期に十分な検査をすることにより、発育状態、栄養の良否、疾病の有無に加えて歯科及び精神発達などの検査、指導など、多角的な健診を行い、各種ハイリスク児の早期発見を行い、必要時支援につなげていく。また健康な生活習慣の獲得につなげるために、適切な指導を行う。

受診見込み数 130人

(9) すこやか歯科健康診査（2保健センター×8回/年）

1歳6か月児健診、3歳半児健診と同時実施。

歯の健康に関する意識の向上とむし歯予防を目的として、1歳児健診から3歳半児健診までの幼児を対象に歯科健診とフッ素塗布（希望者）を行い、予防に関する正しい知識の普及を行う。

1歳児健診でハイリスクと判定された児に対しては、定期的に歯科健診の受診勧奨や歯科指導を行いフォローしていく。 健診受診見込み数 300人

(10) 5歳児健診支援事業（保育園3か所、幼稚園等2か所 各2回/年）

各園で実施される5歳児健診において、問診や情報提供等の支援を実施する。また健診の結果、発達検査や専門スタッフによる療育相談等の紹介、就学に関する支援が必要な場合は関係機関と連絡調整し支援する。

(11) 乳幼児精密健康診査（医療機関に委託）

乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳半児健康診査の結果、さらに精密な診断を行なう必要があると認められた場合、医療機関に委託し、精密健康診査を実施する。 受診見込み数 20人

(12) 新生児・乳幼児訪問指導の実施

育児上指導が必要な新生児・乳児、あるいは健康診査の未受診児・要観察児など事後観察が必要な乳幼児を対象に、助産師や保健師が家庭訪問による指導を実施する。指導の結果、要支援家庭の場合は支援につなげていく。

訪問見込み数 100人

(13) 療育相談支援事業

主に乳幼児健診において、発達面に関して要経過観察及び要精密と判定された児（保護者）に対して個別の支援計画を作成し、タイミングよく必要な相談（巡回療育相談、療育等支援事業、発達発達クリニック）又は支援等が受けられるように関係機関と連絡調整し支援する。

支援方針に関しては検討会を開催し、関係者間でフォローの進捗状況や児の状況確認等を行う。また療育が必要な児に対しては、スムーズに療育が受けられるように支援する。

(14) 育児相談（宮保セ 2 回/月）

保健センター開放と同時実施。

児の発育発達や子育て、予防接種等に関する身近な相談の場として育児相談を実施する。相談は保健師等が行う。支援が必要なケースに関しては、担当者につなげる。 利用見込み者数 50 人（延）

(15) 保健センター開放（尾保セ 2 回/月、宮保セ 1 回/週）

子どもたちの身近で安全な遊び場として、また親子の交流の場として保健センターを開放する。 利用見込み者数 延べ 600 人

(16) 母子保健推進員活動支援事業

母子保健推進員は、母子に関する問題の把握や妊娠の早期届出、健康診査の受診勧奨、子育て支援の自主的な活動（子育てサロンの開催等）を行い、地域と行政のパイプ役となり、母子保健の向上を図るために配置されている。この推進員の活動が円滑に行われるよう、研修会の実施や活動への支援を行っていく。

委嘱者 16 人 研修会開催数 4 回 活動見込み件数 750 件

(17) 育児支援教室（2 保健センター×16 回/年）

子どもの発達段階にあった親子遊びをとおして、子どもの生きる力を最大限に伸ばし、母親の育児不安を軽減することを目的とし、虐待防止も視野にいたる育児支援を行う。対象は 1 歳 6 か月児健診、3 歳半児健診の結果、発達面に経過観察を必要とする児や、育児不安が強く、子育てへの支援が必要な保護者等である。対象児については個別の支援計画を作成し、関係者間で支援方針を検討しながらフォローしていく。おおむね教室参加後 6 か月～1 年後を目安に、療育が必要と思われる児に対しては巡回療育相談の利用と児童デイサービスの利用を勧める。

参加見込み数 子ども 150 人（延）

保護者 150 人（延）

(18) 母子保健の広報活動

町報へ 3 歳児健診及び就学時健診で虫歯のない児を掲載するなどして、母子保健・歯科保健に関する広報を行う。

(19) 親子教室（2 保健センター×4 回/年）

心理カウンセラーを講師に招き、ワークショップ等を通して、乳児を持つ親への心理的な支援と、交流を目的として実施する。また、この時期に特に初めて子育てをする母親の育児不安の原因の一つになる離乳食について、栄養士から指導を行い、母親が安心して育児ができるように正しい知識技術を習得し、健康な母子関係の構築ができるよう支援する。

参加見込み数 乳児とその保護者 50 組

(20) 口永良部島妊婦出産支援費助成事業

口永良部島には島内に分娩できる施設がない。そこで、妊婦が健診及び出産のために島外の医療機関に出向く旅費・宿泊費に要する経費の一部（5 万円）を助成し、経済的負担の軽減を図る。 1 人/年

(21) フッ化物洗口モデル事業

現在フッ化物洗口を実施している幼稚園 1 園、保育園 1 園・幼児学級 1 園が継続できるよう支援していく。さらに、保健所・口腔保健協会と連携しながら、新規に導入していく園が出てくるよう働きかけを行う。

(22) 未熟児養育医療給付事業・未熟児訪問指導事業

正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく死亡率もきわめて高率である未熟児が、正常な心身の諸機能を獲得するための支援を目的とし、その養育に必要な医療の給付（養育医療に要する費用の支給）を行う。給付の対象は、出生体重が 2,000g 以下の者及び生活力が特に薄弱である等の母子保健法第 6 条第 6 項に規定される未熟児のうち、特に医師が指定医療機関で入院養育を必要と認めた者とする。申請に関しては、保護者が適正かつ円滑に申請を行い、給付を受けることができるように、母子手帳交付時や出生届時を利用して、養育医療の申請窓口や手続きについての周知・広報を行う。また、保健師は未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。これは、県から町に権限委譲された事業である。

申請件数 4 件/年

(23) 心の健康相談事業

妊婦、子育て中の保護者等から育児不安や不眠などの心に関連する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じる。 18 回/年

(24) 不妊治療旅費助成事業

不妊治療に係る通院や現地滞在等に要する旅費の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援する。
15 件/年

2. 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援していく。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催する。加えて、食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する 8020 運動推進員としての活動の支援も行う。また、そのための歯科保健に関する知識の普及や情報を伝達するための研修会を開催する。 委嘱者 19 人

予定研修会（合同研修会） 4 回 （自主研修会） 4 回

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じる。妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、地区住民の健康増進ならびに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み 100 人

集団栄養指導見込み 190 人

3. 予防接種事業・結核予防事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的には日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、鹿児島県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

BCG接種の実施（7～8 か月児健診と同時実施）	予定接種者数	130 人
結核検診（65 歳以上：肺がん検診と同時実施）	受診予定人数	1,300 人

(2) 予防接種法による定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。また未接種者への対策として、各種健診（特に3歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を実施し、希望者がスムーズに接種できるように支援する。また予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。

子宮頸がんについては、ワクチンの副反応があるため、積極的勧奨を控えている状態である。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数
不活化ポリオ	60 人
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	350 人
MR（麻しん・風しん）	250 人
日本脳炎	680 人
ヒブ	370 人
小児肺炎球菌	370 人
破傷風・ジフテリア	120 人
インフルエンザ	2,500 人
水痘	250 人
高齢者肺炎球菌	600 人

(3) インフルエンザ対策

インフルエンザ予防接種補助は、65 歳以上と厚生労働省が定めた障害がある方

を対象に行う。他の世代については、情報を提供しながら、任意の予防接種を勧めていく。一方で、今後、インフルエンザの強毒化に注意を払いながら、爆発的な感染を防ぐ対策を進めていく。

4. 健康増進事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法 17 条及び 19 条の 2 の規定に基づく事業のうち、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤歯周疾患検診⑥骨粗鬆症検診⑦肝炎ウイルス検診⑧健康診査・保健指導である。対象は健康手帳の交付・健康診査を除き、40 歳から 64 歳までの者とする。

(1) 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項や資料を共につづっていくことで、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的とする。交付にあたっては、目的や活用方法について説明する。

手帳交付見込み数 80 人

(2) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測していただくことで、主体的な生活習慣改善の実践を促す。内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20 回/年(受講者見込み数 600 人)

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に、健康相談を実施する。

①総合健康相談 *「心の健康相談」を含む。

21 回 /年(相談者見込み数 延べ 30 人)

②重点健康相談

*国保保健事業(重症化予防)と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗しょう症、歯周疾患、女性の健康、
病態別(肥満、心臓病等) 16 回/年(相談者見込み数 延べ 260 人)

(4) 訪問指導及び保健指導(面接・電話等)

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

訪問指導件数 20 人/年 面接 10 人/年 電話 5 人/年

(5) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

①歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。対象者は40歳、50歳、60歳及び70歳の者とし、個別通知する。検診は委託契約した町内の歯科医療機関で個別に受診していただく。 受診者見込み数 30人

②骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。特定健診と同時実施。 受診者見込み数 90人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は40歳又は41歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時実施。 受診者見込み数 150人

④健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。 受診者見込み数 7人

⑤がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見、早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施。対象は40歳以上の方。ただし胃がん検診は40～79歳。

●胃がん検診	750人
●大腸がん検診	1,400人
●肺がん検診	1,900人
●子宮がん検診	740人
●乳がん検診	663人

(6) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,750人
- ・前立腺がん検診 290人
- ・胸部ヘリカルCT検診 クーポン 100人 クーポン以外 400人

- ・ 特定健康診査 ＊国保、生保以外 33 人
- ・ 骨粗しょう症検診 ＊節目外 650 人

(7) 健康づくり情報の提供

町の健康課題と整合性を持たせ、ハイリスクアプローチと同じテーマで健康づくりに関する知識の普及啓発をしていく。広報誌、特定健診結果報告会、各種検診の場を利用し情報提供していく。

(8) 心の健康相談事業

「眠れない。」「気分がしずむ。」などの心の健康に関する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じる。 10 回/年

5. その他の保健事業

65 歳以上の者については、介護予防事業は、介護衛生課の地域支援事業で実施し、健康増進課においては、生活習慣病予防の観点から事業を展開する。64 歳未満の者と同じように以下の事業を関係各機関と連携を図りながら実施していく。

健康教育	20 回/年（受講者数見込み	700 人）
健康相談	40 回/年（相談者見込み	200 人）
訪問指導	延べ件数	10 件/年
面接	5 件/年	
電話相談	5 件/年	

2. 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業、食生活改善推進事業等の各種事業における保健センターの活用を図る。今後も施設の補修等を実施し管理運営に努める。

【 介護衛生課 】

・献血推進事業（衛生総務費）

本町では、屋久島町献血推進対策協議会と連携し、献血の必要性や献血に対する認識を深めるとともに、献血の普及啓発に努め、献血者数の増加を図ります。少子高齢化の進展等に伴い、献血人口が減少する中、今後、高齢者人口の増加や疾病構造の変化等により、血液の需要が一層増加することが見込まれるため、将来にわたって安全な血液を安定的に確保することが重要な課題となっています。

血液センターの業務集約化に伴う献血時間の短縮による献血者数の減少を補うため、新たな協力者・協力企業・団体の開拓を行い血液量の確保に努めます。

今年度、県赤十字血液センターによる献血バスでの集団献血は、献血計画において目標献血者数 235 人、93,000mLとしています。

緊急輸血治療が必要となった患者の救命のため、必要な血液を迅速に確保することを目的に、平成 22 年 6 月から「屋久島町緊急時供血者登録制度」を設けて運用をしております。夜間など本土の県赤十字血液センターからの輸血用血液製剤を確保できない場合、緊急的方法として供血登録者から医師の判断で病院内採血を行い対応していきます。

今年度も、引き続き供血に協力できる登録団体や機関を増やし、制度の安定的な運営に努めます。

・狂犬病等予防事業（衛生総務費）

1. 犬の登録及び狂犬病予防注射事業の実施

生後 91 日以上の子犬には、狂犬病予防法による登録と狂犬病予防注射が、義務付けられています。狂犬病は発症すると治療はなく、人も動物も 100% 死亡する恐ろしい病気です。先進国を含む多くの国で発生しており、世界中で年間 35,000 人から 50,000 人が死亡している現状を踏まえ、飼犬の所有者に対し個人通知及び町広報誌等を通じて犬の登録を徹底させ、未登録犬の解消に努めます。

また、予防注射の実施にあたっては、町広報誌による周知や動物病院との連携、年 2 回の集合注射の機会を活用し、接種率向上を図ります。

なお、犬の登録及び予防注射済の犬に対しては、鑑札及び注射済票の装着義務遵守の働きかけを行い、町内動物病院の獣医師と協力し狂犬病対策の推進に努めます。

2. 放浪犬対策事業等の実施

放浪犬対策として、町内巡回や公民館等を通じ放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して放浪犬の減少に努めます。

また、放浪犬捕獲の際、飼い主の早期発見のため、飼い犬には首輪・鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、飼い主においては、保健所を通じて狂犬病予防

法に基づく所有者の義務等に関する正しい知識についての周知及び指導を行います。

近年、台湾で、狂犬病に感染した野生動物による人への咬傷事故が発生したことから、厚生労働省より注意喚起があったところです。現在、日本では狂犬病清浄地域となっていますが、近隣諸国の発生状況を見ると発生リスクは決して低いとは言えない状況です。万が一、侵入してしまった場合、まん延を防止するためにも、狂犬病予防注射の接種率を高率で維持しておく必要があります。

これを受けて、本町においても引き続き屋久島保健所と連携を図り、狂犬病予防対策等に万全を期していくことに努めます。

・火葬場事業（火葬場費）

1. 火葬場の管理運営

墓地、埋葬等に関する法律及び屋久島町火葬場条例に基づき火葬業務を行います。

屋久島町斎場については、平成 23 年 9 月に供用開始され、その業務を行っているところですが、本年度についても、引き続きこれまで以上の住民サービス向上に心がけてまいります。

本施設における業務体制については、昨年より火葬場業務員を 1 名雇用しており、急速な高齢化の進行により、増加する火葬件数に対応するとともに、円滑な火葬業務の遂行を図ります。

施設整備については、本年度、火葬炉内台車耐火材部分の修繕を計画しており、火葬炉内台車に生じるクラックより、油脂や水分等の染み込みから発生する悪臭を抑える目的で実施し、これにより、安定した火葬業務が行われることとなります。

さらに、待合室外側ウッドデッキについて、風雨にさらされ変色してきている木材部分に防腐剤を散布し、施設の維持管理に努めてまいります。

◎介護保険事業に係る一般会計計上分

《歳 入》

所得段階が第 1 段階（住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合算額 80 万円以下の人）の低所得者の介護保険料については、平成 27 年度から公費による軽減の仕組みが導入され、一般会計にて受け入れ（国 50%、県 25%。）、介護保険事業特別会計へ繰り出し。

13. 国庫支出金

1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金

4. 介護保険事業費負担金

2,655,000 円

14. 県支出金

1. 県負担金

1. 民生費国庫負担金

4. 介護保険事業費負担金 1,327,000 円

介護予防サービス計画作成に係る報酬。

19. 諸収入

5. 雑入

2. 雑入

1. 雑入（介護報酬） 4,800,000 円

《歳 出》

3. 民生費

1. 社会福祉費

介護保険特別会計への繰出金（介護給付費分 159,399,000 円、介護予防・日常生活支援総合事業分 2,578,000 円、包括的支援・任意事業分 3,549,000 円、低所得者保険料軽減分 国 2,655,000 円、県 1,327,500 円、町 1,327,500 円、職員給与費分 79,006,000 円、事務費分 18,629,000 円）

6. 介護保険事業費（介護保険特別会計繰出金） 268,471,000 円

要支援 1・2 の者に対するケアマネジメントに要する経費を計上。地域支援事業交付金対象外となり、請求により介護報酬が国保連より交付。

10. 地域包括支援センター費 6,243,000 円

【 環境政策課 】

平成 28 年度の環境政策課の事業は、屋久島憲章、屋久島町長期振興計画、屋久島町環境基本条例、屋久島町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、その他関係法令に基づき、世界自然遺産の島にふさわしい自然環境の保護とその活用に向け以下の事業を実施する。

1. 環境対策費 4. 1. 8

(1) 世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業の準備

世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業は、条例に基づき、山岳部に係る維持管理費を入山者に負担を求める仕組みとして平成 28 年度中の実施に向けて、屋久島山岳部利用対策協議会や屋久島山岳部車両運行対策協議会などと連携した実務の検討を行う。

会計事務を担当している屋久島山岳部保全募金は、募金率が低調にあり山岳部トイレのし尿搬出等の事業に影響を与えている。したがって、募金率の向上のため、募金者に対するお礼品（50 円相当 17,000 個）を製作する。

【歳出】

協力金箱購入費（消耗品費）	53 千円
山岳部保全募金お礼品（消耗品費・募金）	860 千円
広報用ミニのぼり旗作成費（印刷製本費）	19 千円
チラシ作成（10 万部 印刷製本費）	1,026 千円
広報用ポスター作成（印刷製本費）	65 千円
広報用看板製作費（手数料）	173 千円

(2) 屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの取り組み

屋久島は 1980（昭和 55）年にユネスコの人間と生物圏（MAB）計画の事業であるユネスコエコパークに登録されているが、ユネスコが 1995（平成 7）年にユネスコエコパークの機能に経済と社会の発展を追加し、その機能を果たす移行地域の設定を求めている。

本町は屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会を組織し、平成 27 年度にユネスコの要請に対応した屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして拡張申請を行った。なお、拡張登録の可否は、平成 28 年 3 月に決定される。

平成 28 年度は、協議会運営として管理及び推進計画の策定と各主体で取り組むユネスコエコパーク事業の支援を行うとともに、日本ユネスコエコパークを構成する自治体と連携し、ユネスコエコパークの役割を国内外に情報発信する。

【歳出】

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会委員謝金	66 千円
屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会専門部会委員謝金	270 千円
日本ユネスコエコパークネットワーク各会合旅費	241 千円
屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会委員費用弁償	171 千円
屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会専門部会費用弁償	131 千円
日本ユネスコエコパークネットワーク負担金	100 千円

(3) エコツーリズム推進の取り組み

屋久島特有の自然や文化の保全と活用を地域振興につなげるエコツーリズムを推進するために、屋久島町エコツーリズム推進協議会の事務局として、各作業部会及びガイド制度の運営を実施する。

平成 28 年度は、ガイド認定制度の実施による審査事務や本施行に向けた屋久島学テキストの作成及び屋久島学試験の実施に向けた検討を行う。併せて、エコツーリズムによる地域づくりのため、地域全体で取り組むため、屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定に取り組む。

また、屋久島公認ガイド利用推進条例の実効性を高めるため、ホームページやチラシを作成し制度及び公認ガイドの広報事業に取り組む。

【歳出】

屋久島公認ガイド公認証製作費	113 千円
公認ガイド制度公式ホームページサーバーリース料	121 千円
屋久島町エコツーリズム推進協議会負担金	85 千円

(4) 世界自然遺産地域所在町村連携会議の発足

世界自然遺産登録 20 周年を機に「屋久島からのメッセージ」として情報発信した、知床、白神山地、小笠原を構成する自治体が連携する組織の発足に向けた事務局の役割を果たすとともに、各自自治体とのネットワークを構築し、共通した目標の達成に向けて取り組む。

今年度は、小笠原諸島が登録 5 周年を迎え、周年シンポジムの開催を予定していることから、このイベントを活かし効果的に発足をアピールする。

【歳出】

会議室使用料	40 千円
普通旅費	81 千円

(5) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシヤクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営とイベント及び地域の憩いの場として活用される公園の管理を行う。

【歳入】

屋久島総合自然公園使用料	139 千円
苗木販売収入	720 千円
社会保険料（個人負担）	565 千円
雇用保険料（個人負担）	30 千円

【歳出】

雇用保険料（事業主負担）	81 千円
社会保険料（事業主負担）	1,136 千円
消耗品費（管理消耗品費）	300 千円
電気代	612 千円
水道代	48 千円
プロパンガス代	22 千円

修繕費	200 千円
車検代（軽トラ）	90 千円
入園証印刷費	76 千円
パンフレット増刷費	50 千円
草刈り用燃料代	20 千円
電話代	25 千円
管理棟用トイレ汲み取り代	15 千円
浄化槽検査手数料	8 千円
自賠責保険料（軽トラ）	8 千円
野外ステージ浄化槽管理委託料	87 千円
受付案内等業務委託料	1,190 千円
管理業務委託料（公社1名）	2,799 千円
電気主任業務委託料	155 千円
送電線維持管理業務委託料	108 千円
育苗管理業務委託料（2名）	3,764 千円
公園入口及び駐車場敷地借地料	480 千円
育苗用原材料費	300 千円
備品購入費（脚立）	18 千円
公課費（軽トラ）	7 千円

（6）ゆのこのゆ管理事業

特殊公衆浴場として運営しているゆのこのゆは、衛生管理を徹底し、町民に親しまれるよう利用促進に取り組む。

【歳入】

屋久島総合自然公園温泉使用料	576 千円
ゆのこのゆ石鹸代	18 千円
雇用保険料（個人負担）	11 千円

【歳出】

雇用保険料（事業主負担）	30 千円
消耗品費（清掃・売払物品）	84 千円
泉水購入費（屋久島森林管理署から）	50 千円
給湯ボイラー燃料費	473 千円
納付書作成	76 千円
電話代	26 千円
浄化槽検査手数料	7 千円
レジオネラ菌検査手数料	40 千円
ゆのこのゆ浄化槽管理委託料	43 千円
温泉施設受付員業務委託料	2,184 千円

（7）ウミガメ保護監視業務

絶滅のおそれのあるウミガメを保護するため、鹿児島県ウミガメ保護条例による保護監視業務を行うとともに、権限委譲されたウミガメの捕獲行為等の許認可事務を行う。

また、ラムサール条約に基づき登録された永田浜の保全と活用に向け、永田ウミガメ

保全協議会に参加する。

また、近年、ウミガメ観察者が増加している栗生浜における観察ルールの周知を図る。

【保護監視業務員配置海岸】

永田（前浜・いなか浜）、一湊（一ツ浜・二ツ浜）、栗生（栗生浜・サゴシ浜）、中間（中間浜）、安房（田代浜）、口永良部島（美浦海岸）

【歳入】

ウミガメ保護監視員設置事業補助金	549 千円
権限委譲交付金	43 千円

【歳出】

普通旅費	30 千円
消耗品費（タグ・乾電池等）	21 千円
ウミガメ保護監視員業務委託料	1,178 千円
日本ウミガメ協議会負担金	10 千円
ラムサール条約登録市町村会議負担金	20 千円

（８）国立公園関係事務

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき、国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

また、国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団と連携して自然に親しむ集いを開催する。

【歳入】

権限委譲交付金	164 千円
自然に親しむ集い参加料	2 千円

【歳出】

運転手賃金	4 千円
講師謝金	10 千円
参加者保険料	1 千円

（９）低炭素地域社会づくりの取り組み

屋久島の電力供給がCO₂排出の少ない水力発電で賄われている地域特性を活かし、化石燃料になるべく頼らない地球温暖化対策のモデル的な取り組みを鹿児島県（地球温暖化対策課）が進めている。

屋久島低炭素社会地域づくり構想に基づき、電気自動車の購入助成や急速充電器の設置、サポーターの募集など屋久島CO₂フリーの島づくりのため、会議の開催支援を行う。

（10）屋久島世界遺産地域連絡会議への参加

平成24年度に改定した屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図り、遺産地域の利用面に係る保全策等について、地域意見を反映するよう科学委員会及び幹事会に参加する。

【歳出】

普通旅費	152 千円
------	--------

(11) 公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定による自主規制に取り組まれているが、その効果を検証するため、町内4箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査する。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託料	234 千円
--------------	--------

(12) 宮之浦川上流域活用検討委員会の取り組み

本検討委員会では、多様で豊富な自然環境や先人たちが森と関わってきた林業遺構などが残る、宮之浦川上流域（空間・資源）の普遍的価値を確認・発掘・再定義し、屋久島ならではの地域づくりを行う施策等の検討を重ね、平成28年3月に基本構想を策定した。

平成28年度はこの基本構想を具体化するため、更なる実態把握を進め、林業遺構の保全を行うと共に、林野庁と協同して本地域の保護・活用に関する基本計画を作成することを目標とする。

【歳出】

宮之浦川上流域活用検討委員会委員謝金	87 千円
宮之浦川上流域活用検討委員会費用弁償	306 千円
計画書印刷製本費	49 千円

(13) 山岳モノレール設置事業

高塚小屋及び新高塚小屋に付帯するトイレのし尿搬出は、各小屋から大株歩道等を通じ荒川登山口に人力搬出しているが、持続可能な搬出方法を模索し、利用者の利便性の向上と周辺の環境保全に地元としての役割を果たす必要がある。このことから、国有林221林班内の220支線（白谷林道・車道）終点から宮之浦岳縄文杉線に通ずる管理道の尾根にかけて軌条運搬機（モノレール）を設置し、作業距離及び作業時間を短縮し労力を軽減する。

【歳入】

地域振興推進事業補助金	26,249 千円
-------------	-----------

【歳出】

工事請負費	52,500 千円
-------	-----------

(14) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体や社会教育関係団体に貸し出しするために必要な維持管理を行う。

【歳入】

屋久島青少年研修センター使用料	1 千円
-----------------	------

【歳出】

運転手賃金（東京環境工科専門学校の送迎）	20 千円
電気代	60 千円

水道代	22 千円
プロパンガス代	37 千円
灯油代	11 千円
電話代	22 千円
インターネットプロバイダー代	51 千円
汲み取り代	26 千円

(15) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。平成 28 年度は、11 月に開催予定の県立博物館の移動博物館事業と連携し開催を予定している。

(16) 課内共通費用

【歳入】

雇用保険料（事務筆耕個人負担）	5 千円
-----------------	------

【歳出】

雇用保険料（事業者負担分）	12 千円
賃金	954 千円
普通旅費	30 千円
公用車車検代（フロン車、箱バン）	180 千円
ガソリン代	202 千円
自賠責保険料（フロン車、箱バン）	17 千円
全国環境自治体会議負担金	50 千円
水と緑のふるさと環境基金積立金	1 千円
重量税（フロン車、箱バン）	28 千円

2. 山岳部保全対策費 4. 1. 9

屋久島山岳部利用対策協議会の会計担当として、山岳部保全募金の収入管理、業務員の配置、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理を行う。

【歳入】

山岳部保全協力金	15,000 千円
屋久島山岳部保全基金繰入金	15,000 千円

【歳出】

雇用保険料（事業者負担分）	48 千円
賃金（荒川口募金収納、バイオトイレ清掃）	3,552 千円
消耗品費（トイレトーパー等）	267 千円
バイオトイレ電気代	120 千円
バイオトイレ修繕費	200 千円
し尿運搬手数料	8,776 千円
使用済み携帯トイレ回収費	492 千円
淀川登山口トイレ汲み取り料	200 千円
携帯トイレブース及び新高塚小屋 TSS トイレ維持管理委託料	724 千円

バイオトイレ維持管理料	621 千円
山岳部保全基金積立金	15,000 千円

3. 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化していく。

また、町内における不法投棄物の監視や回収に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図りたい。

(1) 一般廃棄物収集運搬事業

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第8期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努める。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組んでいきたい。また、環境美化推進員を配置し、研修会等を実施して十分な周知・啓発を行う。町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図りたい。

【歳入】

一般廃棄物処理手数料	36,972 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	14 千円
再商品化合理化拠出金	1 千円
社会保険料（ごみ袋等配達業務員）	251 千円
雇用保険料（ごみ袋等配達業務員）	9 千円

【歳出】

環境美化推進員委員謝金	928 千円
消耗品費（指定ごみ袋）	17,854 千円
印刷製本費（ステッカー等）	726 千円
指定ごみ袋交付手数料	3,189 千円
空き缶処理業務委託料	6,073 千円
ごみ収集業務委託料	68,500 千円
ごみ袋配達及び廃食用油回収業務委託料	1,701 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円

(2) 旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、ごみ処理施設へ運搬して適正な処理に努める。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破砕とともに、地表上の空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施する。

【歳出】

旧宮之浦焼却場整理業務委託料	4,400 千円
旧尾之間焼却場整理業務委託料	10,800 千円

(3) 不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理連絡協議会（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）四関係機関のもと、毎年11月が監視月間であるための不法投棄監視パトロールの体制強化を図りたい。一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図る。

【歳出】

不法投棄防止看板製作手数料	270 千円
不法投棄物回収に伴う重機借上げ料	180 千円

(4) 廃棄物減量等推進対策事業

資源循環型社会構築に向け、昨年度から細分化した紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進する他、我が国で取り組まれている自動車リサイクル法や家電リサイクル法並びにパソコンリサイクル法等への対応及び廃棄物政策の重要課題である発生抑制、再資源化の向上に努める。

また、レジ袋の有料化によるCO2削減に向けた取組み運動を強化すると共に、観光客等についてもチラシや看板等により、引き続きマイバッグ持参運動を推進してごみの減量化に努める。

(5) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出損金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成する。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進する。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出損金（516 台分）	4,575 千円
------------------------	----------

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金（516 台分）	4,576 千円
------------------------	----------

(6) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については焼却処理せず、堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを運営することで、住民が参画する資源循環型社会の構築、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境と生産活動が調和した産業の構築を図る。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図る。

【歳出】

生ごみ処理業務委託料	24,468 千円
------------	-----------

(7) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行いBDF燃料として精製し、公用車等の燃料として活用する。

また、混入物が多く精製できないものについては、島内での処理が不可能なため、有価物として島外業者に売却し適正処理に努める。

【歳入】

有価物売払収入	250 千円
---------	--------

【歳出】

消耗品等（回収タンク等）	400 千円
役務費（廃油輸送費）	172 千円
使用料及び賃貸借料（ユニック借上げ）	360 千円
原材料費（メタノール・苛性カリ等）	230 千円

(8) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、（財）家電製品協会の「離島対策事業」を活用し、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成する。

【歳入】

家電リサイクル離島対策協力金	1,681 千円
----------------	----------

【歳出】

家電リサイクル離島対策協力補助金	1,682 千円
------------------	----------

(9) 災害廃棄物対策事業

口永良部島の噴火災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、災害廃棄物対策事業を活用し、口永良部島に設置している2ヶ所の仮置き場から、家電リサイクル対象品はリサイクル券を購入し本土の処理施設へ、その他の廃棄物は屋久島町クリーンサポートセンターへ搬入し、適正な処理に努める。

【歳入】

災害等廃棄物処理事業補助金	1,085 千円
---------------	----------

【歳出】

災害廃家電リサイクル手数料	688 千円
災害廃棄物収集運搬委託料	1,484 千円

4. ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島町クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の再資源化業務を行う。生成された炭化物及び再資源化物（プラスチック類・紙類）についても、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進する。

ごみ処理施設は、効率的でかつ安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図る。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行う。

小中学校や婦人会等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、分別収集体制の確立に努める。

【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料	900 千円
有価物売却収入	7,830 千円
自動販売機電気料	24 千円

【歳出】

機械・機器消耗品費	28,626 千円
光熱水費	78,000 千円
炭化炉・溶融炉・事務機器修繕料	28,500 千円
燃料費	28,086 千円
可燃物再資源化委託料	9,720 千円
一般廃棄物再資源化委託料	30,600 千円
施設運転管理業務委託料	122,040 千円
有価物再資源化業務委託料	3,600 千円
環境調査委託料	3,959 千円
リサイクル品再資源化委託料	2,168 千円

5. し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行う。

し尿処理施設は稼働から 18 年目に入るが、機器・装置類が耐用年数に達していることから、適宜オーバーホール・小規模な修繕を実施することにより機器・装置類の故障を未然に防止し、大規模な改修工事等を行わずに管理運営ができるよう努める。

電気制御機器類も耐用年数を超えている状況にあるが、障害発生による運転停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図る。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努める。臭気対策として活性炭の清掃や脱臭装置の整備点検を拡充し、余剰汚泥の抑制や施設整備に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努める。

【歳入】

し尿投入手数料	2,000 千円
社会保険料	1,289 千円
雇用保険料	39 千円

【歳出】

施設機械・機器修繕料	35,500 千円
受入貯留槽・反応槽清掃業務委託料	3,000 千円
環境調査委託料	1,450 千円

6. 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理基本計画に基づき、小型合併処理浄化槽の設置を推進する。

今年度は、小型合併処理浄化槽 80 基（5 人槽 62 基・7 人槽 15 基・10 人槽 3 基）、町単独補助（11 人槽以上の専用住宅及び専用住宅以外の建築物に設置する小型合併処理浄化槽）10 基の補助を計画している。

また、既存の単独処理浄化槽からの小型合併処理浄化槽への転換を推進するため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助を継続する。

補助基準額（内訳）

単位：千円

	基準額	国	県	町	町単独	補助金額
5 人槽	332	166	83	83	182	514
7 人槽	414	207	103.5	103.5	177	591
10 人槽	548	274	137	137	198	746
撤去費用	90	45	22.5	22.5	0	90
補助対象外	0	0	0	0	100	100

【歳入】

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（国庫） 14,444 千円

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（県費） 7,222 千円

【歳出】

小型合併処理浄化槽設置費補助金 44,421 千円

7. 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 2. 5

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行う。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。

また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努めたい。

【歳入】

社会保険料 335 千円

雇用保険料 12 千円

【歳出】

対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償） 213 千円

消耗品費（駆除薬剤費） 5,733 千円

不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託料 10,054 千円

（内訳 業務委託 7,590 千円 委託職員 2,464 千円）

ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金 1,632 千円

【 農林水産課 】

国は、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」を創りあげることとしている。

本町においても、6次産業化をはじめとする県内外の需要拡大、農地中間管理機構の整備、林業・水産業の成長産業化、多面的機能支払交付金事業、経営所得安定対策に対応していく。

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでいるうえ、TPPへの参加など厳しい状況にある。このことから屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携の上、取り組みを充実させ総合的に推進を図っている。また、平成24年度から屋久島町人・農地プラン検討委員会を立ち上げ、地域（集落）単位の農業の将来像に向けた話し合いやプラン作成についても取り組んでいる。

平成28年度から新たに始まる産地パワーアップ事業により、水田・畑作・野菜・果樹等について、「産地パワーアップ計画」を策定し、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組み支援を行う。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植にむけた大苗の販売を行うとともに、産地パワーアップ事業を利用して、樹園地の若返り支援に取り組むことで、栽培面積の維持・拡大に努め、今後もブランド産地（産品）として、安心・安全で消費者に求められる高品質の果樹生産に向けた取り組みを進めていく。また、平成27年度より従来のたんかんブランド産地定着化事業の見直しを行い、屋久島から出荷される農産物の銘柄確立にむけて、JAと連携して積極的にPR活動に取り組んでいく。

平成26年度から離島活性化交付金を活用して取り組んでいる“戦略産品に指定した農林水産物”の海上運賃の一部助成に引き続き取り組み、低コスト化を図る。

鈴岳地区（尾之間・小島・平内・湯泊）畑総事業による鳥獣害防止柵の整備、中山間地域総合整備事業により、農地の有効利用（担い手農家への農地集積等）やシカ・サル等による農産物等の被害軽減を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の露地野菜をはじめ、ソロヤムや焼酎加工用さつまいもの作付面積の拡大促進、また、茶、花卉等自然の特性を生かした畑作営農のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、平成23年度から取り組んでいる直接支援対策事業を通じ、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。

青年就農者の確保に向け、平成24年度から取り組んできた青年就農給付金事業を通じて、

農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進めていく。

また、平成 26 年度から取り組みが始まった認定新規就農者制度を利用することで、新規就農者の確保・育成に取り組む。

平成 27 年度に発見されたミカンコミバエの根絶に向けて取り組む。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化、電気柵等の設置による被害防除対策を講じていく。

国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

農業総務費	56,188 千円	人件費、施設管理費、各種協議会負担金	
農業振興費	24,943 千円	農業管理センター負担金	4,000 千円
		屋久島ブランド産地定着化事業負担金	500 千円
		離島活性化交付金事業	12,351 千円
		農業再生協議会補助金	1,280 千円
		人・農地問題解決加速化支援事業費	179 千円
		農地集積協力金	2,080 千円
農地費	146,610 千円	緊急畑地帯担い手育成農地集積支援奨励金	105 千円
		多面的機能支払交付金	18,588 千円
農業農村整備事業費	62,506 千円	団体営水利施設整備工事	23,000 千円
		畑総負担金	2,896 千円
		中山間地域総合整備事業県営事業負担金	7,800 千円
		県営農地整備事業負担金	1,810 千円
農業技術指導対策経費	11,344 千円	直営試験園管理費等	420 千円
		認定農業者支援事業（4 名分）	600 千円
		環境保全型農業推進経費	1,587 千円
農業後継者対策費	16,693 千円	後継者修学資金 1 名分	252 千円
		後継者育成資金 1 名分	1,000 千円
		青年就農給付金 10 名予定	15,000 千円
特産品加工販売施設管理費	9,755 千円	安房特産品加工販売施設等管理	
特定離島ふるさとおこし推進事業費	15,247 千円	(農道太田平線整備工事)	
特殊病虫害対策事業費	12,097 千円	(ミカンコミバエ根絶にかかる費用)	
鳥獣被害対策費	65,830 千円	鳥獣被害防止総合対策交付金	30,720 千円
		鳥獣被害防止柵等設置事業補助金	1,260 千円
		有害鳥獣捕獲対策事業補助金	30,820 千円
		有害鳥獣被害防除対策補助金	2,000 千円

畜産については、現在セリ単価も高値で推移しているので、今後も子牛の商品性を高めるため各町営牧場の機能を強化するとともに、飼料費等の経費が値上がりしていることから、経費節減に向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

旭牧場については、町有繁殖牛 150 頭を確保するため、優良雌牛を自家保留するとともに、母牛の計画的更新を図る。

また、平成 27 年度以降、種子島家畜衛生処理組合に加入し、死亡家畜の適正処理に取り組んでいる。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛（離乳後 3 ヶ月以降）を預かることにより農家の労働力を軽減し、均一な子牛の生産に努め所得向上を図る。

長峰牧場では、町有子牛、口永良部島で生産された子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで、農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。

牧場の採草放牧地が更新時期に来ているため、平成 27 年度から畜産基盤再編総合整備事業を導入し、平成 31 年度を目処に整備していく。

畜産費	6,275 千円	家畜診療所運営補助金	1,700 千円
		種子島家畜衛生処理組合負担金	310 千円
		家畜導入事業基金国庫返納金	1,005 千円
町営牧場管理運営費	69,842 千円		

林業については、スギを中心とした人工林が利用期を迎えており、間伐実施面積の増加に伴い、年々木材生産量が増加している。このため、安定した新たな市場の開拓が喫緊の課題となっている。

このような中、昨年度から屋久島森林組合が中心となり、新たに中国や熊本県の大規模製材工場へ間伐材の島外出荷に取り組んだところですが、内地と比較して輸送にコストが掛かるため森林所有者の収益が少ないのが現状である。

このため、離島のハンディキャップである海上輸送等の手間・経費を削減し、森林所有者の収益増加と地域林業振興を図る目的として「屋久島地杉加工センター」が整備されたことから、各関係機関と連携して、間伐材の安定的な供給体制を確立する。

併せて、島内での木材需要拡大を図るため、地元スギ材を活用して建築する新築住宅に対し助成を行う。

また、県内では、木質バイオマス発電事業や大手木材加工メーカーの進出等により、ますます木材の需要が伸びることが予想されていることから、路網の整備や機械化の促進、効率的な木材流通体制の整備や森林資源を環境利用していくための採取・再造林の一体的な取り組みを推進するとともに、計画的な森林整備を進めて行くため、国の交付金事業を活用し、施業の集約化に向けた合意形成活動を強化し、森林経営計画の作成に向け支援を行う。

国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の森林整備を進める。北部団地内においては、木材を効率的に搬出するため、骨格林道とな

る屋久島北部線の整備を推進する。

公益的機能の高い松林について、松くい虫の被害を事前を守るため、樹幹注入及び地上散布を実施し、その他の松については、被害が飛散・拡大しないよう伐倒くん蒸による駆除を実施する。

地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう指導・助言を行う。

林業総務費	14,857 千円	人件費、各種協議会等負担金	
林業振興費	55,525 千円	松喰虫防除委託料（地上散布・伐倒くん蒸）	1,810 千円
		景勝松林保全対策事業（樹幹注入）	2,061 千円
		屋久島スギ材の魅力・再発見事業	3,413 千円
		森林づくり推進活動委託料	900 千円
		森林整備地域活動支援交付金	15,970 千円
		森林整備促進事業補助金	3,362 千円
		島内産材需要拡大対策事業補助金	2,000 千円

水産業においては、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、水揚げの大半を占めるトビウオ漁や瀬物・サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少している。更に海外輸入品の消費増加により、地元水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から漁家経営は厳しい状況が続いている。

このようなことから、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した「つくり育てる漁業」等の推進を図る。

また、国庫補助等を活用し、若手漁業者の技術研修等を取り入れ、後継者や新規就業者の育成・確保を図る。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努める。

今後は屋久島漁協との連携を更に強化し、インターネットを活用した地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭り・料理教室等）を開催し、地元消費を推進する。

水産業総務費	651 千円	各協議会等負担金	
水産業復興費	100,190 千円	種子島周辺漁業対策事業負担金	86,060 千円
		水産業振興対策事業補助金	316 千円
		離島漁業再生支援交付金	10,744 千円
		新規就業者対策特別交付金	2,500 千円
		漁協利子補給補助金	232 千円
漁港管理費	1,286 千円	町管理漁港維持管理費、各協議会等負担金	

【 商工観光課 】

1 商工関係

(1) 商工業者等の育成に関する事項

中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、地域間格差といった日本経済の構造の変化に加え、世界経済の激変により極めて厳しい状況が続いております。

このような中、小規模事業者に対する経営支援事業だけでなく、経営刷新、創業支援を中心に、小規模事業者の業績向上に直結する高度な指導力をもった組織体制の確立が必要とされています。

こうした状況を乗り切るためにも、屋久島町商工会との連携を更に強化し、商工業者への事業支援を行い、商店街の活性化を図っていきます。

具体的には、前年に引き続き町内商工業者の育成及び振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、運転資金貸付金制度や制度資金借入者に対しての利子補給補助のほか、地場産業の振興に資することを目的として、屋久杉加工協同組合への組合運営資金貸付を継続します。

また、地域雇用の増加や地域資源の活用が図られるよう、地域に根ざした創業者を増やしていくため、屋久島町商工会など関係機関と連携を取り、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の策定及び認定を受けるなど、事業再生や創業支援を行っていきます。

平成 26 年度に商工業の発展的な支援を強化するために創設した「屋久島町特産品等販路拡大助成金」について平成 26 年度は 16 件、609,000 円の活用がありました。今後も積極的な活用を推進するため広く周知に取り組みます。

「関西かごしまファンデー」など県外で開催されるイベントの参加にあたっては、近畿屋久島会など出郷者の組織と密に連携を図りながら、協働により屋久島 P R のための魅力的な商品の開発や紹介を行う等積極的な展開に努めます。

共同店舗施設については、快適な施設を目指し、出店者とともに施設内外の整備を徹底し、利用者の利便性を高めるとともに、出店者が継続的に営業展開できるようバックアップすることで地域の活性化も図ります。また、空き店舗の解消に努めます。

(2) 消費者行政関係

消費者をめぐる状況は近年、経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など、その環境に大きな変化が生じています。

平成 28 年度においては昨年に引き続き「地方消費者行政活性化交付金」を活用してチラシを作成し、消費者への配布及び消費者相談窓口の案内など、トラブル回避の啓発を行います。

また、年々多様化する商取引間のトラブル、振り込め詐欺等について、県の消費者行政担当課及び県消費生活センターと連携し、被害の未然防止に取り組んでいきます。

(3) 特産品推進運動に関する事項

平成 27 年度に行われた「熊毛地域特産品コンクール」において入賞した商品など、新しい屋久島の特産品として広く周知を図ると共に流通ルートの確立に努めます。

コミュニティプラザ屋久島館の運営について、指定管理者である協同組合屋久島特産品協

会が平成 25 年度に新体制で再出発し改善を図っているところですが、運営の在り方について再度協議を行っていきます。

2 観光関係

屋久島の入込客数は、平成 19 年をピークに減少傾向が続いています。特に平成 27 年度は口永良部島新岳の爆発的噴火を受けた風評被害等の影響もあり、平成 27 年 4 月から 12 月まで入込客数の数値で対前年比 94.7%となっています。

このような現状を踏まえ、平成 27 年度に策定した屋久島町観光基本計画に沿った事業を展開することで、官民一体となった観光地づくりを展開していきます。

【年度別入込客数】

単位：人

H5 年度	H10 年度	H19 年度	H20 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
209,219	279,235	406,387	385,987	319,736	305,201	299,744	284,684

- エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり
- 地域資源（ヒト・モノ・カネ）の融合による循環する仕組みづくり
- 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信
- 「島いところ」の精神によるおもてなし
- 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり
- 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

以上の屋久島町観光基本計画の 6 つの基本方針を念頭に置きながら、平成 28 年度は次のような主要施策に取り組めます。

- (1) 観光関係機関・団体との連携をより一層強化することで、訪れる観光客へのおもてなしを推進します。特に屋久島観光の窓口となる屋久島観光協会との連携は不可欠であることから、屋久島観光協会の運営を含め、効率的かつ効果的な業務が遂行できるよう適切な助言を行います。
- (2) 屋久島町観光基本計画に明記している「(仮称)屋久島観光推進会議」を発足させることで、より具体的に観光産業とその他の産業との連携構築に努め、観光振興とあわせた地域振興を図ります。
- (3) 観光客の動向に係る正確なデータの収集・管理に努める。
- (4) 平成 28 年度よりエージェントが開催する商品説明会等への参加については、町が一部補助することにより即効性のある観光誘致活動を展開することで誘客につなげます。
- (5) 平成 25 年度より継続して取り組んでいる教育旅行に対しては、より具体的に

すすめるために、主要都市（東京・大阪・福岡）の学校訪問を中心に取り組んでいきます。

- (6) 県単事業の「魅力ある観光地づくり事業」等の補助事業を積極的に活用し、国籍や老若男女、障害等の有無や種類・程度に関わりなく、全ての人が満足する屋久島らしい観光地づくりに努めます。
- (7) 県から受託し業務を行っている国立公園内の登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレなどの維持管理については、関係する機関・団体とも連携を図りながら、利用者の視点に立ち、不便を感じさせない、より快適な状態を保てるように努めます。
- (8) 県内の主要観光都市との連携については、継続して霧島市（霧島屋久観光連絡協議会）及び指宿市（指宿・屋久島広域観光推進協議会）との更なる連携強化を図り、観光協会との緊密な連絡をとりながら、具体的な展開を図ります。また、県外においては、九州の玄関口である福岡市との観光連携を深め、港・空港が結ぶ上質なマイル（MICE）を提供できる環境づくりを進め、誘客を図ります。
- (9) ヤクスギランド、白谷雲水峡、ガジュマル公園など本町の主要観光地は、屋久島の顔とも言える場所であるので、常に快適な状態で来場者を迎えるように心がけるとともに、それに携わっているスタッフもその責務を十分に理解し、きめ細かな配慮を心掛けます。また、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会と連携を図り、接遇研修等を通して職員等の資質向上に努めます。

《平成 21 年度～平成 26 年度・ヤクスギランド入林者数》 単位：人

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
84,849	86,254	81,368	76,994	75,644	66,939

《平成 21 年度～平成 26 年度・白谷雲水峡入林者数》 単位：人

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
111,841	100,655	105,695	98,754	97,263	97,945

《平成 21 年度～平成 26 年度・志戸子ガジュマル公園入園者数》 単位：人

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
44,963	40,146	41,941	29,017	27,011	21,558

- (10) 町内 3 カ所の海水浴場の維持管理については、まずは安全面の確保が大前提であることから、レスキュー関連の団体等による管理運営なども視野に入れた新たな体制を検討します。
- (11) 観光振興・地域振興の一環として実施している各種イベントについては、そのあり方等について検証を重ねながら、効率の良い内容の確立に努めます。また、オフシーズンといわれる 12 月から 2 月までの冬場においては、イベントの開催だけではなく、荒天時でも楽しめる屋久島らしい新商品の開発など、そのニーズにあったメニューづくりに努めます。

(12) 広範囲に点在する観光施設等の整備・点検については、すべての人が満足し、より楽しく旅行が思い出深くなるよう、施設の清掃・美化活動を通して、維持管理に努めます。

(13) 荒川登山バスの運行については、昨年同様（3月～11月）実施します。また、現地スタッフの接遇研修等を実施して、利用者にとって快適なシステムとなるように努力します。

(14) 口永良部島の観光振興については、火山の恵みを受ける島として屋久島と違った魅力を有していますが、まずは、復興とあわせた観光の推進を図り、火山と共存しながら、さらなる進化を目指した取り組みを行います。

●西之湯、寝待温泉の復旧 など

(15) インバウンド事業の実施

国の施策により年々増加基調にある外国人観光客に対してきめ細やかな対応ができるよう平成 28 年度においても英語版総合パンフレットの作成（修正・最新版）などに取り組みます。

(16) 平成 26 年度に締結した観光連携に関する協定に基づき、屋久島高校と連携し取り組みを行い、屋久島観光の活性化のための活動を展開します。

(17) 屋久杉自然館の管理運営

「屋久島のすべてを語る博物館」として、また「地域の博物館」として、次の 5 つを柱として、これまで以上に歴史や文化を踏まえた内容の充実を図ります。

～屋久杉自然館の持続可能な管理運営のための 5 つの柱～

①地域博物館本来の機能の充実と地域博物館としての役割の確立

②観光施設として耐え得る施設づくり

③収支バランスを踏まえた管理運営

④人材の育成

⑤次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料と活用

●主要事業

○高度な館内解説体制の確立

○平成 28 年度屋久杉自然館企画展（口永良部島展）の開催

○（故）高田久夫氏収蔵資料の保存と活用

○周辺植生の整備と利活用

○2017 あなたが選ぶ屋久島写真コンテスト

○地域との連携を含めたオリジナルグッズの開発

○開かれたクラフト室の運営（随時受け入れクラフト教室の開催等）

○教育旅行受け入れ体制の整備

《平成 21 年度～平成 26 年度・屋久杉自然館入館者数》

単位：人

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
36,587	36,550	33,398	31,328	31,794	31,536

【 建 設 課 】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 漁港整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港の機能保全と維持補修に努める。

① 水産基盤機能保全事業

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 特定漁港漁場整備工事（栗生漁港） | 84,127 千円 |
| ・ 測量設計委託料（栗生漁港） | 8,223 千円 |

② 漁港の維持補修費

- | | |
|--------------------|----------|
| ・ 維持補修費（修繕料、工事材料費） | 920 千円 |
| ・ 栗生漁港避難航路浚渫業務委託料 | 540 千円 |
| ・ 麦生漁港費用対効果分析調査委託料 | 2,000 千円 |

③ 県営事業負担金

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 特定漁港漁場整備事業負担金（口永良部漁港） | 8,400 千円 |
| ・ 県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港） | 300 千円 |

2. 道路橋りょう整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 町道荒川線法面保護工事 | 20,000 千円 |
| ・ 町道安房中学校線道路改良工事 | 30,700 千円 |
| ・ 町道永久保第4号幹線改良舗装工事 | 15,000 千円 |
| ・ 町道野平線改良補修工事 | 15,000 千円 |
| ・ 橋梁補修工事 | 27,000 千円 |
| ・ 測量設計業務委託料 | 19,000 千円 |

② 道路維持補修費

- | | |
|--------------------------|----------|
| ・ 町道等危険箇所整備工事 | 5,000 千円 |
| ・ 集落内道路整備工事 | 5,000 千円 |
| ・ 町道中通り線安全施設整備工事 | 4,500 千円 |
| ・ 維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費） | 5,900 千円 |

③ 県営事業負担金

- ・ 地方特定道路整備事業負担金（屋久島公園安房線） 5,000 千円

3. 河川整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するよう努める。

① 河川維持補修費

- ・ 維持補修費（修繕料、重機借上料） 1,100 千円
- ・ 水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） 1,000 千円

② 県営事業負担金

- ・ 県単砂防事業負担金（古城川） 800 千円

4. 港湾整備事業

港湾の機能保全と維持補修に努める。また、屋久島の海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、大型船寄港による経済の活性化を図る。

① 港湾維持補修費

- ・ 維持補修費（修繕料、工事材料費） 700 千円

② 県営事業負担金

- ・ 防災安全交付金事業負担金（宮之浦港・安房港） 12,000 千円

5. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

① 都市計画維持補修費

- ・ 宮之浦街路灯設置工事 3,600 千円
- ・ 清掃委託料（安房墓地公園・中通線） 570 千円

② 県営事業負担金

- ・ ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 1,800 千円

6. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

① 危険家屋解体撤去補助事業

- ・ 危険家屋解体撤去補助金 1,500 千円

【 議会事務局 】

屋久島町議会事務局は、地方自治法第 138 条第 3 項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の機能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議原則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議長会との連携を図り運営する。

平成 28 年度の事業計画は、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、議会報告会や全員協議会の開催、各種団体との意見交換、議会だよりの充実を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期日を定める規則により、3 月、6 月、9 月及び 12 月の計 4 回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事次第作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

(費用弁償) 1,052 千円

(2) 臨時会の開催

臨時会は、特定の事件に限りその事件を審議するために召集される議会である。

平成 28 年度はこれまでの実績を考慮し、宮之浦及び尾之間で各 2 回(計 4 回)の開催を予定している。

(費用弁償) 105 千円

(3) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のための諮問機関であり、定例会においては開会 5 日前に、臨時会においては開会前までに議会運営委員会を開催する。なお、定数は 7 名となっている。

(費用弁償) 119 千円

(4) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、総務文教常任委員会(定数 8 名)、産業厚生常任委員会(定数 8 名)のいずれかの委員会に議員が所属している。

なお、本年度は、専門的知見の研鑽を図るために、町村議会議長会が開催する各研修会への参加や所管事務の調査能力を高めるため先進的な施策を講じている団体への調査を 9 月議会以降に予定している。

(費用弁償)	
常任委員長研修会	93 千円
常任委員会研修会	495 千円
議案審査（口永良部島）	257 千円
各常任委員会所管事務調査	1,600 千円
(使用料及び賃借料)	120 千円
(普通旅費：事務局分：口永良部島)	290 千円

(5) 特別委員会について

平成 27 年 6 月 25 日に「口永良部島新岳噴火に伴う災害調査特別委員会」を設置した。また、平成 27 年度の各会計歳入歳出決算にかかる認定審査を行う決算審査特別委員会(定数 8 名)を第 3 回定例会で設置する予定である。

(費用弁償)	
決算審査特別委員会	126 千円
(口永良部島調査分)	257 千円
(使用料及び賃借料)	60 千円

(6) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員互助により設置された委員会(定数 4 名)であり、定例会ごとに屋久島町議会だよりを作成している。

なお、委員会運営に要する費用は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による指名競争入札を行い支出する。

また、広報委員は議長会主催の広報研修会に参加し、製作に関する技術を学ぶ。

(需用費のうち印刷製本費)	6,500 部×4 回	988 千円
(費用弁償)	議会広報研修会	123 千円

(7) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用については、他の会議と併せて開催し、支出の節減を図る。

(費用弁償)	298 千円
--------	--------

(8) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月 22 日を基準に支給する。なお、議員共済組合負担金については、平成 28 年度負担率の決定により支出する。

(報酬)	45,252 千円
(職員手当等のうち議員期末手当)	12,237 千円

(共済費のうち議員共済組合負担金)	18,346 千円
(月報酬分) 230,000 円 (標準基礎額) × 41.0/100 × 16 人 × 12 月	
(事務費分) 15,000 円 × 16 人 × 1 回	

2 鹿児島県町村議長会について

鹿児島県町村議長会は、県下 24 町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。

本町事務局では、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等の参加、各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図る。

なお、共済事務については、全国的な市町村合併の進展に伴い、町村数及び議員数が激減し、事務が全国会へ一元化されている。

(負担金・補助及び交付金)

県町村議長会負担金	1,420 千円
離島振興議長会負担金	50 千円

(費用弁償)

全国議長会関係、離島議長会関係	143 千円 × 2 回	286 千円
市町村政研修会		495 千円

(普通旅費：事務局分)

離島議長会関係	42 千円
事務局長等研修	144 千円
一般職員研修	61 千円

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会は熊毛郡内 3 町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

(負担金・補助及び交付金)	44 千円
---------------	-------

(費用弁償)	30 千円
--------	-------

4 種子島屋久島議会議員大会

1 市 3 町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催している。また、大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。

平成 28 年度は第 6 回大会で、西之表市での開催予定である。

(費用弁償)	337 千円
--------	--------

5 会議録の調整について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の録音テープの反訳及び 80 部の印刷製

本を委託する。契約については、1時間あたりの単価による見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、各所管課長に要点記録作成を依頼し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

(議事録作成委託料)	882 千円
------------	--------

6 議長及び議会選出議員の公務費用

上記のほか、県政説明会、熊毛地区消防組合議会、植樹祭などへ必要に応じて出席する。

(費用弁償)	
県政説明会、県政懇談会	60 千円
その他	123 千円
(交際費)	54 千円

7 事務局の運営費用及びその他費用

(事務局職員3人の人件費)	17,008 千円
(需用費のうち消耗品費)	
議会活動に係る消耗品費	37 千円
追録他書籍代	152 千円
(需用費のうち修繕費)	
議場音響修理	50 千円
(公用車維持管理費)	194 千円

【 選挙管理委員会 】

●選挙管理委員会

① 定例委員会（毎月 1 回開催）

委員報酬 委員長 月額 44,600 円

委 員 月額 31,600 円（3 名）

② 臨時委員会（選挙時必要に応じて開催）

③ 選挙人名簿の定時登録事務 年 4 回（6 月，9 月，12 月，及び翌年 3 月）

④ 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙時のみ）

⑤ 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録事務 毎年 1 回

⑥ 検察審査員候補者の選定事務 毎年 1 回

⑦ 裁判員候補者の選定事務 毎年 1 回

⑧ その他報告関係事務等

執行経費として 10,936 千円を計上

●選挙啓発

① 町明るい選挙推進協議会総会の開催（5 月開催予定）

② 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5 月末予定：鹿児島市）

③ 選挙啓発活動（啓発ビラ配り）の実施（選挙ごと）

④ 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1 月予定）

執行経費として 539 千円を計上

●参議院議員通常選挙

任期満了により平成 28 年 7 月執行予定

執行経費として 12,123 千円を計上

●県知事選挙

任期満了により平成 28 年 7 月執行予定

執行経費として 12,123 千円を計上

●海区漁業調整委員会委員選挙

任期満了により平成 28 年 8 月執行予定

執行経費として 930 千円を計上

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び町の事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあつては、確実な自主財源の確保、歳出面にあつては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組みを促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、他の行政機関の行政が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、平成27年度以前の同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

○ 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、平成27年12月26日から引続き2期目の任期に入っている。議会議員から選任される監査委員は、平成25年10月1日に選任されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬で支出する。

識見監査委員 平成27年12月26日～平成31年12月25日

議選監査委員 平成25年10月1日～平成29年9月30日

○ 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項及び屋久島町監査委員条例第8条の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票（歳出伝票、流用伝票、調定伝票等）の審査を実施する。

○ 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、平成28年度9月末を基準とする平成27年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

また、併せて行政監査についても実施する。

○ 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎の審査を行う。

○ その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として、貯蔵品監査、工事執行監査を引き続き実施するほか、学校備品監査、文化財等管理状況監査を実施する予定としている。

また、平成27年度に実施した地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体監査についても、引続き実施する予定としている。

○ 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されているが、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口ともなっている。当協議会が実施する調査の協力及び総会・研修会に参加する。

(1) 平成27年度監査活動に関する調査

(2) 監査委員・補助職員研修会の参加

平成28年7月開催予定

(3) 定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加

平成29年2月開催予定

○ 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されているが、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっている。

(1) 臨時総会

平成28年7月開催予定（県研修会に併せて開催）

(2) 定期総会及び研修会

平成29年2月開催予定（県定期総会に併せて開催）

○ 全国町村監査委員研修会及び永年勤続表彰式

毎年10月ごろに開催される本会については、全国の町村監査委員及び補助職員が一堂に集い、監査委員制度に精通した専門員から監査委員を取り巻く現状、監査委員制度の機能充実、監査委員体制の強化等について、講演がなされ、これらを参考に各町村監査委員の業務に反映しているところである。

これに併せて、永年、監査業務に携わってきた監査委員、補助職員の表彰がされている。

熊毛郡監査委員協議会では、これに2年に1回参加することの申合せを行っており、平成28年度は参加する予定としている。

【 農業委員会 】

改正農業委員会法が平成 27 年 9 月 4 日に交付され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることが決まり、本町農業委員会においては平成 29 年に向けて新体制に移行することとなる。

一方、平成 28 年度から農業委員会の所掌事務は体制のいかんに関わらず、新法の第 6 条第 2 項に規定された「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となる。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほかに、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていたが、今回の法改正によって、これらの事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として当然に「行う」事が定められた。

許認可事務だけではなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置付けられた。

とりわけ、担い手への農地利用集積と遊休農地対策については、農業政策上も喫緊の課題と位置付けられていることから、新法対応に向けて、農業委員会組織として農地利用意向調査をはじめ、農地の出し手の掘り起こし、農地中間管理機構の活用、担い手とのマッチング等の取組みを強化する必要がある。

現状と課題を踏まえ、以下のとおり対応を図ることとする。

1. 農地利用状況調査（農地パトロール）及び農地利用意向調査の徹底
2. 農地台帳の整備（精度向上）と「全国農地ナビ」への反映
3. 農地の掘り起こし活動及び農地中間管理事業の活用を中心とした農地の出し手と受け手のマッチングの強化
4. 農業委員会活動の進捗管理（農業委員会活動の見える化）
5. 支援施策の周知徹底

【 教育委員会 教育総務課 】

< 基本方針 >

「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、生涯学習の観点に立って、生命や人権の尊重、他人への思いやり、社会性や倫理観、ふるさとへの愛情や誇りなどの価値を大切にするとともに、国際化・情報化・環境問題などはもとより、厳しい状況にも主体的に対応する人間性豊かな町民を育成するための施策を進めます。

特に、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指します。

その取組に当たっては、家庭、学校、地域が、密接な連携・協力のもとにそれぞれの教育の役割を十分に果たすようにします。特に、「生き生きキラキラ元気あふれる屋久島っ子」の育成のため、家庭においては、愛情や信頼関係、基本的な生活習慣等を、学校においては、確かな学力や学ぶ力、豊かな人間性、チャレンジする気概、健康や体力などの「生きる力」を、地域社会では、ふるさとを理解し誇りに思う心情や、主体的に活動できる能力や態度を、体験を通して育む教育の充実に努めます。

さらに、本町の特色ある教育活動として、ESD（持続発展教育）を引き続き推進し、その取組を町内外に発信します。

そのために、教職員の資質向上を図る研修機会の拡充に努めるとともに、安心・安全で学習効果を高める教育環境を目指して、今日的ニーズにも配慮した施設・設備や備品等を計画的に整備します。

以下、主な事業計画は次のとおりです。

1 教育委員会費

定例教育委員会において、本町教育の・基本計画・施策、関係機関施設の管理運営等についての議決はもとより、当面する教育課題等についての論議、情報提供及び町長部局・校長会との意見交換及び学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、会議結果の公表や、開かれた教育委員会等の在り方についても更なる検討を重ねていく。

「屋久島町教育大綱」に沿った、町当局との連携（重点課題への取組）

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、教育委員としての資質の向上を図るため研修会等へ参加する。

・ 予 算 1,937 千円

2 事務局費

(1) 就学指導委員会

障害のある幼児及び児童生徒の総合的、科学的判別を行い適正な就学をすすめるため、就学指導委員会を開催する。(年3回)

・ 予 算 113 千円

(2) 育英奨学資金貸与事業

屋久島町内に3年以上生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校（高等専門学校を含む。）若しくは、大学等に在学しており、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対し、育英資金の貸与を行う。

・ 事業費 16,200 千円

継続 36 名（大学 26 人・島外高校 9 人・屋久島高校 1 人） 11,640 千円

新規 15 名（大学 10 人・島外高校 3 人・屋久島高校 2 人） 4,560 千円

(3) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かなたくましい人間の育成を図る。

- ・事業費 2,500 千円
- ・派遣期間 7～8月 約3週間
- ・派遣先 ニュージーランド（ダーガビル市）
- ・派遣人員（予定） 中学生・高校生 6名

(4) 学校司書業務担当者の配置

学校図書等の整備、また、児童生徒への読書啓発活動のため、学校司書業務の担当者4名を配置する。

- ・予算 9,075 千円

(5) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業(スクールガード・リーダー配置事業)

防犯の専門家を、スクールガード・リーダーとして2名を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行う。

また、スクールガード(安全ボランティア)との連携や指導等を通して、その取組を支援する。
(北部地区1名・南部地区1名配置)

- ・事業費 596 千円

(6) スクールカウンセラーの派遣

学校における生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。

- ・事業費 279 千円

(7) スクールソーシャルワーカーの派遣

学校における児童生徒の心のケア、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関との連携等を行う。

- ・事業費 645 千円

(8) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されないことから、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

- ・事業費 4,284 千円

(9) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

- ・事業費 444 千円

3 教育振興事業

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を雇用し、国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・事業費 6,813 千円

(2) 特別支援教育支援事業

学校教育法等改正に伴い、小・中学校において障害等のため教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、支援員を

配置する。発達障害の疑いのある児童、広汎性発達障害、知的障害、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童を支援するために、合計13名を配置する。

・事業費 14,388 千円

・配置校 宮浦小学校（2名）・安房小学校（2名）・神山小学校・八幡小学校
栗生小学校・永田小学校・小瀬田小学校・一湊小学校
中央中学校・安房中学校・岳南中学校

(3) 教職員健康診断事業

学校保健法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

・事業費 1,082 千円

(4) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、委託事業を継続して行う。

・事業費 81,648 千円

・岳南中学校通学バス委託 15,228 千円
・北部小・中学校通学バス委託料 29,484 千円
・屋久島高校通学バス委託料 36,936 千円

(5) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

・事業費 780 千円

(6) 山海留学実施事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小学校（かめんこ留学）、栗生小学校（まんてん留学）、八幡小学校（じょうもん留学）において山海留学制度を実施する。金岳小中学校（南海ひょうたん島留学）においては、留学制度実施再開を検討したうえで、平成29年度実施に向けた募集等PR活動に取り組む。

・事業費 5,970 千円

・かめんこ留学 3,640 千円
・まんてん留学 1,040 千円
・南海ひょうたん島留学 230 千円
・じょうもん留学 560 千円
・山海留学実行委員会 500 千円

(7) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

・事業費 798 千円

(8) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

・事業費 200 千円

(9) 小・中学校通学対策協議会

北部・南部地区における児童生徒のスクールバス運行の在り方についての検討を引き続き行う。

・事業費 150 千円

(10) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない口永良部島の中学生の高校進学に対する保護者の負担軽減を図る。

・事業費 2,716 千円

4 教職員住宅事業費

(1) 小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。

・事業費 6,224 千円

(2) 教員住宅新築事業

(木造平屋建て 1 棟 60 m²)

・事業費 15,200 千円

(3) 教員住宅(空家)解体撤去事業(1 棟)

・事業費 2,400 千円

5 小学校学校管理費

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

・予算 32,640 千円

6 小学校事務局費

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学のための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 325 千円

(2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、児童の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

・事業費 2,286 千円

学校医・歯科医・薬剤師報酬 1,751 千円

児童各検査委託料 535 千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学べるための施設整備を図るとともに、教育現場の安全性の確保に努める。

また、教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

・事業費 26,190 千円

施設修繕費 5,940 千円

備品購入費 9,550 千円

屋内運動場屋根改修事業(栗生小) 10,700 千円

7 小学校教育振興費

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、障害のある児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・事業費 1,236 千円

特別支援学級設置校

宮浦小学校・一湊小学校・神山小学校・安房小学校

8 小 学 校 教 育 振 興 費（事務局費）

- (1) 遠距離通学をしている児童の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

・事業費 1,449 千円

- (2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費 6,796 千円

＜内訳＞	学用品費等	1,966 千円
	医療費	200 千円
	学校給食費	4,158 千円
	特別支援教育	402 千円
	校外活動費	70 千円

- (3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費 4,025 千円

9 中 学 校 学 校 管 理 費

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

・予算 17,080 千円

10 中 学 校 事 務 局 費

- (1) 生徒各健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、生徒の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

・事業費 1,180 千円

学校医・歯科医・薬剤師報酬	847 千円
生徒各検査委託料	333 千円

- (2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い生徒が安心して学べるための施設整備を図るとともに、施設・空調整備並びに洋式トイレの整備を図り、教育現場の安全性の確保に努める。また、教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

・事業費 46,500 千円

修繕費等	4,000 千円
備品購入費	4,500 千円
学校等防水事業（安房中学校大プール防水塗装）	6,000 千円
学校施設防災機能強化事業（岳南中学校屋内運動場）	32,000 千円

11 中 学 校 教 育 振 興 費

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

・事業費 170 千円

特別支援学級設置校（中央中学校・岳南中学校・安房中学校）

1 2 中 学 校 教 育 振 興 費（事務局費）

- (1) 遠距離通学をしている生徒の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

・事業費 150 千円

- (2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費 5,175 千円

＜内訳＞	学用品費等	1,945 千円
	医療費	200 千円
	学校給食費	2,574 千円
	特別支援教育	311 千円
	校外活動費	70 千円
	体育実技用具費	75 千円

- (3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費 6,630 千円

- (4) 県体等出場補助事業

県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

・事業費 3,475 千円

- (5) パソコン機器の整備

中学校の情報教育のためのパソコン機器のリース

・事業費 5,454 千円

1 3 幼 稚 園 費

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。

- (1) 園児預かり保育（指導員の配置）

・事業費 510 千円

- (2) 園舎備品整備

空調機器（エアコン） 教材

・事業費 400 千円

【 教育委員会 社会教育課 】

屋久島町社会教育行政の方針

本町は、豊かな自然と先人から引き継がれた優れた伝統文化、そして人々の連帯や協調性が織りなす心豊かなコミュニティがあります。このことを根底に置き、屋久島の価値の維持発展のための可能性や方向性を見出していかねばなりません。

私たちには、自然環境との共生や産業との融合に視点を置いた、新たな地域社会づくりをめざし一層の努力が求められていると言えます。

教育に関しては、家庭や地域の教育力が次第に低下しており、生涯学習の視点からは、参加者や学習内容の固定化の改善、自主的な学習グループの育成指導や学習成果の社会還元等が求められます。

このような状況を踏まえ、屋久島町の教育は「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、生涯学習の観点に立って、自然豊かなフィールドを最大限に活用しながら、生命や人権の尊重、他人への思いやり、社会性や倫理観、ふるさとに対して愛情を持ち、誇りに思う気持ちを大切にするとともに、国際化、情報化、環境問題などはもとより、厳しい社会状況にも主体的に対応する人間性豊かな、町民の育成に努めます。

特に「生涯にわたって意欲的に自己実現をめざす人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成をめざします。

そのために、日常生活における生命や人権の尊重はもとより、他人への愛情や思いやりの心を育て、規範意識を身に付ける家庭教育の充実と、心身共に健康な町民の豊かな生活の一助となる成人教育や文化活動、また「ラジオ体操の町」をめざすなど、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、生涯学習を推進する学習機会の拡充や施設整備に努めます。

以上の方針に基づき、平成28年度において社会教育課が実施する主な事業は次のとおりです。

【社会教育】

(1) 社会教育諸条件の整備・充実

生涯学習社会に対応した町民の多様な学習機会を充実するとともに、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努める。

① 生涯学習の基盤づくり

- 生涯学習推進体制の確立
- 社会教育委員会議の開催
- 地区社会教育委員研修会への参加
- 社会教育関係職員の研修
- 生涯学習大会の開催
- 町報による「教育委員会だより」の充実

補助金 1,000千円

② 学習機会の拡充

- 生涯学習講座の開設
- 家庭教育学級の開設支援
- 幼児学級（永田・口永良部）の開設支援
- 婦人学級並びに高齢者学級の開設支援

③ 学校応援団の充実

- 学校応援団事業の実施
- 学校支援、人材バンクの整備

（２）公民館活動の充実

生涯学習や地域交流の拠点となる公民館の整備と維持管理に努めるとともに、公民館講座等の学習環境の充実を図る。また、公民館活動や組織の改善を積極的に支援し、地域と連携した活動を推進する。

- 公民館連絡協議会の運営補助 補助金 260千円
- 自治公民館経営研修会・公民館長等研修会への参加
- 地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
- 地区公民館活動の支援
- 公民館講座の開設
- 公民館施設の整備 修繕費 1,800千円
改修工事費 12,100千円
- 公民館（地域）と学校の連携

（３）幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

保護者並びに教育関係者の研修会等を実施し、家庭教育の充実と地域の教育機能の活性化を図る。

- 家庭教育学級の開設（16学級）
- 幼児学級（永田・口永良部島）への支援・育成 補助金 1,800千円
- 幼児学級指導者等研修会への参加
- 「ありがとうの手紙」事業の実施
- 各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
- 児童演劇公演（子ども劇場）の実施 委託料 665千円

（４）成人教育の充実

社会教育関係団体と連携し、組織の拡充を図り、積極的な研修会や事業等への参加を促進する。

- 婦人学級の開設支援
- 高齢者学級の開設支援
- 町女性団体への支援 補助金 800千円
- 町PTA連絡協議会の支援 補助金 290千円
- 菊陽町女性団体との交流研修会の実施
- 「さわやかあいさつ」運動推進への参画支援

(5) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成のため、学校・家庭・地域との連携を深め、青少年団体活動や地域活動の指導・支援に努める。

① 家庭教育の充実

- 「ありがとうの手紙」事業の実施
- 子育て講座の実施
- 「家庭の日」(毎月第3日曜日)、「青少年育成の日」(毎月第3土曜日)、「あいさつの日」の啓発

② 個性豊かでたくましい青少年の育成

- 青少年育成町民会議・青少年問題協議会の開催
- 町成人式の開催
- 青少年健全育成ポスター・標語コンクールの開催
- 屋久島ジュニア検定の実施
- 町子ども会育成連絡協議会の育成・支援 補助金 640千円
(菊陽町子ども会等との交流研修会の実施)
- 高校生クラブの育成・支援 補助金 100千円
- 町青年団連絡協議会の育成・支援
- 校外生活指導連絡会の支援 補助金 90千円

③ 「さわやかあいさつ」運動の推進

- 青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携したあいさつ運動の啓発

(6) 読書活動の充実

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書習慣の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、活動の充実を図る。

- 図書室職員の研修と図書室間の連携
- 図書室蔵書の充実 図書購入費 900千円
- ブックスタート事業の実施(健康増進課との連携)
- 巡回図書・巡回文庫の実施
- 親子読書会、おはなし会の実施
- 「子ども読書の日大会」の実施
- 読書グループや学校司書との連携
- 読書活動ボランティアの登録・活用
- 「読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
- お泊り読書と出張おはなし会の実施

(7) 総合センターの管理運営

休日及び夜間の貸館業務、警備見回り、関係施設の鍵の引き継ぎ並びに緊急時や電話での対応を、引き続き警備業務委託契約により実施する。

また、各種会合や地域交流の拠点となる総合センター施設の維持管理に努め、展示や舞台発表など各種学習成果発表の場としての活用を図る。

【人権教育】

（１）人権教育の充実

差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会を目指す。

- 町人権教育研修会の開催（８月）
- 人権教育指導者の育成・活用（地域・学校等）
- 社会教育関係団体等での学習会の充実（家庭教育学級、婦人・高齢者学級）
- 学校や関係機関との連携による人権教育の推進（人権の花運動）

【文化活動】

（１）文化活動の推進

地域に根ざした文化活動を促進し、芸術文化に対する関心を高めるため文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化活動の拠点づくりを進める。

- | | | |
|-------------------------|-----|---------|
| ○ 町文化協会への支援・育成 | 補助金 | 1,100千円 |
| ○ 町文化協会等、文化団体自主事業の後援 | | |
| ○ 熊毛地区広域文化祭の運営・参加 | 負担金 | 70千円 |
| ○ 「世界の屋久島」美術展の開催 | | |
| ○ 文化芸術による子どもの育成事業の周知・活用 | | |
| ○ 郷土芸能保存会等の育成 | | |

【文化財】

（１）文化財の保存活用

史跡等貴重な歴史的遺産や埋蔵文化財・天然記念物・民俗文化財等の調査を進め、適切な保存、活用を図る。また、郷土の文化財を活用した学習機会を提供し、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

- 文化財保護審議会の開催
- 地区文化財保護審議員研修会等への参加
- 文化財行政関係職員の研修
- 町内埋蔵文化財資料の整理及び町内遺跡の確認調査 事業費 2,000千円
(国庫補助金 1,000千円)
- 指定文化財の保存・活用（説明看板等の整備他）
- 里のエコツアーへの対応・調整
- 郷土誌の販売と活用
- 平内民具倉庫の整理・保存・活用

(2) 歴史民俗資料館の充実

町内の歴史民俗資料の収集・整理・記録に努め、展示内容の充実を図り郷土教育の拠点施設として町民の利用を促進するとともに、その教養・調査・研究など学びを楽しく支える施設として継続した整備を進める。

- 資料館の運営と資料の収集・整理・保存・活用
- 資料館関係職員の研修
- 展示内容の見直し・充実
- 特別展や出前事業の実施
- 教育普及活動（資料館活動）の実施

【社会体育】

(1) 指導体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の質的な充実を図るため、関係団体との連携による指導者の養成及び資質の向上を図る。

- 県スポーツ推進委員研究大会（熊毛大会）の支援 負担金 168千円
- スポーツ推進委員会議の開催（年5回）
- スポーツ推進委員の研修
- 社会体育関係職員の研修

(2) コミュニティスポーツの推進

健康・体力づくりはもとより、地域の活性化や生きがいをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 補助金 かみやく1,385千円
やく 1,385千円
- 学校体育館夜間開放事業の実施
- ニュースポーツの普及、物品貸出し

(3) 団体の育成事業

地域や職場におけるスポーツ・レクリエーション団体や、その他の組織の育成を図るとともに、民間活力を生かしたスポーツ活動の充実に努める。

- 町体育協会の運営補助 補助金 10,106千円
- 熊毛地区体育協会への支援
- 町スポーツ少年団の育成・支援 補助金 170千円
- 熊毛地区駅伝運営委員会への支援

(4) 各種大会の開催と支援

各種スポーツ大会により町民の総親和を図るとともに、各種体育行事を支援する。

- 町民体育祭の開催
- 町駅伝競走大会の開催
- スポーツ少年団大会の支援
- 連盟主催による競技大会の支援

(5) 各種大会への参加

町体育協会を中心とした日常のスポーツ活動を充実させ、町民の意識高揚と競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

- 県体熊毛地区大会への出場及び運営
- 県民体育大会への出場支援
- 各種競技の県大会出場支援
- 熊毛地区市町対抗駅伝競走大会出場及び運営
- 県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助

(6) 施設の整備充実

生涯スポーツを推進するため、体育館・グラウンド等の身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と維持管理に努める。

- | | | |
|---------------------|-------|----------|
| ○ 健康の森公園陸上競技場等の維持管理 | | |
| ○ 健康の森公園遊具整備 | 備品購入費 | 6,000千円 |
| ○ 宮之浦陸上競技場等の維持管理 | | |
| ○ 安房体育館改修工事 | 事業費 | 69,846千円 |
| ○ 安房体育館バスケットゴール設置工事 | 工事費 | 7,816千円 |
| ○ 各地区夜間照明施設の管理・修繕 | | |

【 学校給食センター 】

学校給食は心身ともに成長発達にある児童生徒にとって、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに正しい理解と望ましい習慣を養い、健全な食生活を営むことができる判断力を身につけさせる役割を担っています。

本町では、町内すべての小中学校及び町立幼稚園に安心・安全な食の提供に最大の注意を払い、心豊かな学校生活と食育の推進を図られるよう学校給食事業に努めます。以下、主な事業内容は次のとおりです。

1. 学校給食の配食数等

町内小中学校及び町立幼稚園における1日当たりの給食配食数は、概ね次のとおりです。

平成28年4月見込（単位：人）

調理場別 学校別		学 校 給 食 セ ン タ ー	東 部 地 区 共 同 調 理 場	西 部 地 区 共 同 調 理 場	金 岳 小 中 共 同 調 理 場	合 計
八 幡 幼 稚 園	園児			10		10
	教員			2		2
	計			12		12
小 学 校	児童	377	305	86	3	771
	教員	46	30	18	6	100
	計	423	335	104	9	871
中 学 校	生徒	200	98	81	5	384
	教員	19	13	12	5	49
	計	219	111	93	10	433
合 計		642	446	209	19	1,316

2. 給食実施体制について

調理場においては、栄養教諭の指導のもと、毎日のミーティングにより調理員が作業手順等の共通理解と連携を図り、安全で安心な給食づくりに努めます。

都合等による調理員や配送員が不足する場合は、各調理場間で応援調整を行い業務に支障が生じないように進めます。

・調理業務賃金

公共施設管理公社（給食センター）	1 人	予算額	5,083千円
公共施設等振興管理公社（東部、西部調理場）	5 人	予算額	20,751千円
個人調理業務（給食センター）	7 人	予算額	13,201千円
個人調理業務（東部・西部調理場）	3 人	予算額	4,989千円
個人調理業務（金岳小中共同調理場）	2 人	予算額	2,848千円
調理補助賃金（臨時・代替要員等）		予算額	3,252千円

- ・給食配送等業務（給食センター2人、東部調理場1人、西部調理場1人）

予算額 10,900千円

3. 学校給食運営委員会等の開催について

学校給食の運営を円滑に推進し、給食水準の向上を図るため調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食計画や給食会計等の審議を行います。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催することにより、より質の高い給食の実施に努めます。

- | | | |
|-------|--------------|-----|
| (開催数) | ・調理場ごとに運営委員会 | 年1回 |
| | ・学校給食担当者会 | 年3回 |
| | ・給食業務合同打合せ会 | 年3回 |

報酬・費用弁償等 予算額 64千円

4. 献立及び調理について

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満の増加、過度の痩身などの問題が指摘されています。これらを踏まえて、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより、献立集を発行し家庭や地域へ食に関する情報を発信します。また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認等十分に行うとともに、食物アレルギー対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、事故のない安全な給食づくりに努めます。

また、町製パン工場での3調理場合同の共同パン加工についても、引き続き連携しておいしいパンの提供を今後も目指します。

【給食を行うための各種維持費】

- | | | | |
|--------------|--|-----|---------|
| ・消耗品等 | 消毒用アルコール・手洗い消毒類、使い捨てペーパー、食器用洗剤類、手袋類、食器、その他事務用品 | 予算額 | 6,060千円 |
| ・光熱水費 | 各調理場のガス、電気、水道料に係る費用 | 予算額 | 9,466千円 |
| ・修繕費 | 調理機械等の修繕費 | 予算額 | 1,820千円 |
| ・燃料費 | 給食配送車4台、軽トラック、軽バン、公用車合計7台の燃料費 | 予算額 | 559千円 |
| ・廃水処理施設管理委託料 | 給食センター調理廃水の浄化施設（150人槽） | 予算額 | 551千円 |
| ・賠償保険料 | 万一の食中毒等による損害賠償金に対応するための保険料 | | |
| | 総支払限度額 5口 5億円 | 予算額 | 126千円 |

5. 衛生管理について

近年の食中毒はウイルス性のものが多く、季節を選ばず食中毒が発生する状況にあるため、衛生管理基準を遵守した調理作業を徹底するとともに、各種研修会へ参加し調理員の資質向上に努めます。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、従事者の便細菌検査や健康診断を行い、食中毒発生の防止と健康管理に努めます。

・給食センター関係衛生研修会等旅費	予算額	150千円
・便細菌検査手数料 赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血大腸菌の検査を月2回実施	予算額	416千円
・健康診断料 調理従事者等の健康診断手数料	予算額	220千円
・衛生保守管理業務委託 各調理場に自動殺菌殺虫機の設置による害虫の駆除(2日に1回)と微生物検査(年11回)及び定期予防(年3回)の実施	予算額	1,684千円

6. 給食費補助金について

児童生徒の健全育成と子育て支援を進めるため、小学生、中学生を対象にした給食費の補助を行い、保護者の負担軽減に努めます。

・給食費補助金

対象校 町内全小中学校

補助単価 小学生 1人当たり月額 950円(金岳小は1,150円)

中学生 1人当たり月額1,000円(金岳中は1,200円)

予算額 12,448千円

給食費(小学生 月額4,100円、中学生 月額4,900円)

(保護者負担 小学生 月額3,150円、中学生 月額3,900円)

7. 児童生徒の食に関する指導の推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養い、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努めます。また、学校と連携して栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動に連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者への啓発に努めます。

8. 施設・設備等の整備について

経年劣化による施設の修繕及び調理作業機器等の更新を図り、衛生管理の向上と作業効率の向上を図ります。

備品購入費(ガス回転釜、移動作業台等) 予算額 7,302千円

工事請負費(屋根防水工事、トイレ改修工事等) 予算額 4,000千円

9. 地産地消の取組みについて

新鮮で安全安心な食材として地元産物の活用が求められており、地域の生産者や関係機関と連携し、安全な地元農産物を積極的に取り入れられるよう取り組みます。

【 簡易水道事業 】

I 計画の概要

水道は、常に島民及び来島者へ安全な水を供給しなければならない重要なライフラインです。

安全で良質な水道水の安定供給を図り、多様なニーズに合わせた、より質の高いサービスが求められるようになってきている。

水道事業は、これらのニーズに応えるため、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築は勿論のこと、漏水等による事故防止並びに老朽化した水道管の更新、未整備地区の管路マップの作成、水源及び浄水場施設等の改修を計画的に進めていかなければならない。（管路システム台帳作成整備については、北部地区の加除修正を行いながら南部地区の整備を行う。今年度5ヶ年目で高平・平野・麦生地区を実施し栗生地区まで、年次計画にそって早急な整備を進めていく。）

水質管理についても国の指針に基づき日々徹底した管理を行い万全の注意を払って安心・安全な水道水の供給に努めていく。

補助事業の導入については、町の長期振興計画に基づいた、「簡易水道事業統合計画書（平成 27 年 5 月付変更申請済）」により、年次的に進めており、本年度は、南部地区簡易水道等施設整備事業が6年目を迎え今年度事業完了の予定であったが国の補助金の削減や諸経費の増等により平成 30 年度まで事業期間を延長することとした。また、地元よりの緊急要望により西部地区簡易水道事業（平内浄水場）の補助事業を導入して夏場の使用ピーク時の水量、水圧不足の解消を行う。

なお、簡易水道施設整備事業に係る補助事業が、国から平成 28 年度までとの通達を受けていたが、昨年度の再通達により現在統合整備計画に基づく事業を実施している地区の整備については、補助事業による延長が認められることになった。このため、南部地区においては、事業完了時まで補助事業で実施可能となった。

その他の地区の統合整備についても年次計画に基づき逐次整備統合し平成 30 年度からの公営企業法の法適化への移行、平成 31 年度4月からの屋久島町上水道事業への移行を考慮しながら整備の遅れている施設並びに経年劣化している器具機械等の修繕及び取り替え等についても、早急な対応を図っていく。

なお、累積赤字の解消は図られたものの一般会計からの繰入金については、未だ、150,000 千円程度あることから、水道事業の独立採算制の基本に立ち戻るために合併後9年目を迎える今年度中に水道料金改定を計画し平成 29 年4月からの消費税増に合わせて実施するよう提案していく予定である。また、今後は安定した水道事業の維持推進のために、5年毎に定期的な料金改定を計画していく。

Ⅱ 平成 28 年度の主な事業については、次のとおりです。

- ① 南部地区（永久保～麦生地区）簡易水道施設整備工事（国庫補助事業、起債対応）
総事業費 148,756 千円 （平成 23～30 年度統合整備・継続事業：6 年目）
- ② 西部地区（湯泊、平内、上之牧地区）簡易水道施設整備工事（国庫補助事業、起債対応）
総事業費 138,160 千円 （単年度完了予定）
- ③ 管路システム台帳作成業務委託 （町単独事業）
事業費 3,500 千円 （平野、高平、麦生地区）
- ④ 永田地区配水管布設工事 （町単独事業）（～29 年度）
工事費 20,000 千円 （田舎浜地区）
- ⑤ 永田地区配水管布設工事実施設計業務委託 （町単独事業）
委託費 1,000 千円 （田舎浜地区）
- ⑥ 期限切量水器取替業務委託 （町単独事業）
委託費 1,080 千円 （300 個）（町内一円）
{町内、各地区の期限切量水器の取替工事（計量法により、量水器の有効期限 8 年）}
- ⑦ 資産台帳作成業務委託 （町単独事業）（～30 年度）
委託費 5,000 千円 （北部地区）

【 国民健康保険事業 】

屋久島町国民健康保険事業の安定的な運営と国保財政の健全化を図るため、平成 28 年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1. 概 要

平成 28 年 1 月末現在、屋久島町国民健康保険の加入世帯は 2,829 世帯、被保険者数は 4,744 人（一般 4,625 人、退職 119 人）となっている。

28 年度予算における歳入の構成比率（小数点以下第三位四捨五入）は、保険税 12.88%、使用料及び手数料 0.01%、国庫支出金 25.73%、療養給付費交付金 2.09%、前期高齢者交付金 13.84%、県支出金 5.30%、共同事業交付金 26.37%、繰入金 13.77%、諸収入 0.00%である。

医療費の支出に関しては、年度においてバラつきがあるものの、年々微増傾向にある。

平成 26 年度の一人あたりの医療費は、一般分が 306 千円、退職分が 443 千円となっており、被保険者数は減少しているにも関わらず、医療費が増加していることから、手術等にもともなう費用が増加していることと推測できる。このことから、早期発見早期治療で医療費抑制を行うことや、特定健診の受診勧奨をはじめとする予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化、広報誌による情報提供を図る必要がある。

本町は、長引く経済の低迷に伴い、営業所得、農業所得は依然として向上せず、保険基盤は大変厳しい状況にあることから、財政健全化のため、適正賦課、徴収体制の確立、健康の保持増進と保健事業の効率的な推進を図る。

2. 財政健全化対策の推進

このように国保財源の確保は大変厳しい状況にあることから、これまでも赤字補填のため、一般会計から法定外繰入金を繰り入れている。平成 21 年度と 25 年度にその解消を図るため、国保税の税率改正を行ったが、赤字を解消するには至っておらず、さらなる税率改正を見据えた協議を進めているところである。しかしながら、平成 30 年度から国保運営に都道府県が参画し、県と町との共同運営となることから、その動向を注視し、税率改正を検討する。

なお、依然として国保を取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われ、以下のことを行う。

- (1) 単年度収支の安定化を図るため、医療費の推移を踏まえ、財源としての国民健康保険税の税率改正を検討し、健全財政を維持する。
- (2) 国保税の適正賦課に努める。
- (3) 平成 30 年度新国保制度について、国・県から示される『国保事業費納付金』や『標準保険料率』を参考に、保険税率の協議を行う。

3. 保険税収納率向上対策の推進

国保財政の維持と被保険者の保険税負担の公平を図るため、国保税滞納者に対する収納対策を強化する。

- (1) 滞納世帯に対する納税相談の実施及び納税誓約書に基づく、計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- (2) 滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。
- (3) 高額滞納者や滞納状況の改善が見られないなどの滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに、効果的な滞納整理に努める。

4. 医療費適正化対策の推進

国民健康保険制度の運営のために実施する特定健診、保険証更新の際に配布しているパンフレットなどに加え、次の事業を実施し、一層の効果促進を図る。

- (1) 職員等の資質向上
 - ①国保連合会が行う研修会などへの参加（国保・医療・保健師）
 - ②国保熊毛地区協議会が実施する研修会への参加
 - ③その他、各種研修会への参加
- (2) 医療費分析等の調査研究の実施
 - ①医療費関係データ等の調査分析
 - ②上記データに関する被保険者教育への活用
- (3) 被保険者指導等の徹底
 - ①医療費通知の実施：年6回
 - ②広報活動の実施
 - ・ 広報誌等による医療費の実態、健康づくり、新国保制度等周知活動
 - ・ 第三者行為届出の励行
 - ③ジェネリック医療費差額通知書の実施：年2回
- (4) 保健指導等のデータ整備
各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。
- (5) ジェネリック医薬品の推進
医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品について、さらなる推進に取り組んでいく。差額通知を個別に通知するなど周知徹底を図り推進していく。
- (6) レセプト点検の充実・強化
医療費の適正化を図るなどのため、レセプトに記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかなど審査・点検を行う。
- (7) 医療費適正化地区推進委託業務の締結
 - ①特定健康審査の周知活動及び受診勧奨
 - ②健康づくりに係る各種イベントの開催運営

5. 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握と早期適用の方策を講ずる。

- (1) 未適用者の実態把握
- (2) 居所不明者被保険者等の調査実施
- (3) 退職被保険者に係る適用の適正化（国民年金事務との連携）

6. 保健事業の推進

(1) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、健康診査、食生活・栄養相談その他の事業を実施する。

①健康保持増進に関する教育指導事業

②健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

③健康審査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ・人間ドック利用の助成
- ・特定健診に係る受診料助成

(2) 特定健診・保健指導の推進

平成 20 年度から特定健診・保健指導が医療保険者に義務化されたことから、『特定健康診査等実施計画書（第Ⅱ期）』をもとに、より一層の受診率の向上及び特定保健指導を実施する。

7 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度・国保財政・保険税納付、医療費の実態、健康づくりなどのための広報活動を実施する。

8 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関し、重要な事項を諮問され、答申するとともに関係委員の意見を国保事業に反映するため必要に応じて開催する。委員の定数は公益代表、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表とし、12 名で構成する。

【 介護保険事業 】

・介護保険事業（介護保険事業特別会計）

高齢者が介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が始まってから 16 年が経過しています。

この間、本町における被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成 12 年時点の、被保険者数 3,526 人、要介護認定者数 390 人、認定率 11.1%に対し、平成 28 年 1 月時点では、被保険者数 4,107 人、要介護認定者数 745 人、認定率 18.14%であり、被保険者数で 581 人の増、要介護認定者数で 355 人の増、認定率で 7.04%の増となっており、急速な高齢化の進展に伴い、非常に高い伸びを示しています。

本年度は、第 6 期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）の事業運営の 2 年目となり、次期介護保険事業計画策定の前年にあたることから、事業計画策定にあたり、計画策定の基礎資料とするため、高齢者の実態や意識・意向を調査・分析する「高齢者実態調査」を実施するとともに、前回同様、「日常生活圏域ニーズ調査」についても一体的に実施します。この高齢者実態調査は、高齢者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて策定する事業計画の基礎資料ともなるものです。

また、本年度は第 6 期事業計画の基本的な考え方の中で、2025 年に向けて検討してきた地域包括ケアシステムの実現に向け、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）などの具体的な取り組みを開始していきます。さらに総合事業の実施により介護にかかわる住民や介護従事者が町内に広く増加し、介護環境が前進することを想定し、在宅医療介護連携の取り組みを模索していきます。

①総合事業の開始と高齢者の社会参加の実現

生活支援ニーズが大半を占める高齢者に対応できる仕組みづくりと多様な通いの場を創っていくために、計画を前倒して下半期（10 月スタート）から総合事業をスタートさせます。

特に、生活基盤整備事業により、これまで培ってきた協議体等と連携を継続しながら、各集落の団体等とも連携を深め、元気度アップ事業やサロン活動助成事業など住民の主体的な取り組みの育成・支援を行っていきます。

これにより元気高齢者も支援の必要な高齢者を支えるという新たな社会参加を促していきます。

②高齢者を支える環境づくり

集落の実情に合わせた支援体制を創り出していくために、集落の高齢者を支援する集落ケア会議を創設していきます。

加えて、町全体の高齢者の課題を把握し、問題解決のための地域づくりをすすめるため屋久島町地域ケア会議として取り組み、集落ケア会議での問題についてサポートできるように取り組んでいきます。

③介護予防事業の充実

これまで町が継続してきた介護予防事業等の取り組みを、住民が主体的に活動、展開できるように支援していきます。

そのためにボランティアの養成を行っていきます。また地域リハビリテーション活動支援事業により専門家の助言によるスキルアップをめざします。

④在宅医療の推進と認知症施策の取り組み

町内における医療・介護サービス従事者の在宅医療に関する研修を実施し、さらに、介護・医療講演会の開催や住民がすぐに役に立つパンフレット等を利用し、在宅医療サービスや在宅での看取りなどの普及啓発を行っていきます。

また、認知症に対しても、これらの研修、講演等とあわせて取り組み、認知症総合支援事業での初期集中支援チーム等についての研究を進めていきます。

《歳入》

1. 保険料

1. 介護保険料

第1号被保険者のうち老齢基礎年金等年額 180,000 円（月額当たり 15,000 円）以上の受給者は、特別徴収として日本年金機構が天引きし、年金等の年額が 180,000 円未満の方や資格取得してから約6ヶ月未満の方等は普通徴収で納付してもらう仕組みとなっています。

1. 第1号被保険者保険料

1. 現年度分特別徴収保険料	206,129,000 円
2. 現年度分普通徴収保険料	26,419,000 円
3. 滞納繰越分普通徴収保険料	12,000 円

2. 使用料及び手数料

1. 手数料

1. 督促手数料	30,000 円
----------	----------

3. 国庫支出金

1. 国庫負担金

介護保険給付費及び地域支援事業の事業経費について、国・県・社会保険診療報酬支払基金・第1号被保険者保険料・町が法令に定められた負担をするもので、国の負担は施設サービス分が15%、居宅サービス分が20%、また、地域支援事業の介護予防事業分が25%、包括的支援事業・任意事業分が39%となっています。

1. 介護給付費負担金

1. 現年度分	231,375,000 円
---------	---------------

2. 過年度分 1,000 円

2. 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案して交付されます。

1. 調整交付金

1. 現年度分 114,767,000 円

2. 地域支援事業交付金

2. 包括的支援事業・任意事業分 7,099,000 円

3. 介護予防・日常生活支援総合事業分 5,157,000 円

4. 支払基金交付金

1. 支払基金交付金

全国の第 2 号被保険者（40 歳～65 歳未満）の保険料を合算し、各保険者の介護給付費に対し法定の 28%が交付されます。

1. 介護給付費交付金

1. 現年度分 357,055,000 円

2. 過年度分 1,000 円

介護予防事業の二次予防及び一次予防経費分として、事業経費 28%の交付があります。

2. 地域支援事業支援交付金

1. 現年度分 5,776,000 円

5. 県支出金

1. 負担金

介護保険給付費及び地域支援事業の事業運営経費について、県の負担は施設サービス分が 17.5%、居宅サービス分が 12.5%、また、地域支援事業の介護予防事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.5%となっています。

1. 介護給付費負担金

1. 現年度分 183,063,000 円

2. 過年度分 1,000 円

2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金

2. 包括的支援事業・任意事業分 3,549,000 円

3. 介護予防・日常生活支援総合事業分 2,578,000 円

高齢者を含む任意のグループが、主体的に行う互助活動に対し、ポイントを付与し、商品券へ交換する事業。県補助 100%（上限 750,000 円）。

5. 総務費補助金
 2. 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金 796,000 円

6. 財産収入

1. 財産運用収入
 1. 利子及び配当金 1,000 円

7. 繰入金

1. 一般会計繰入金

介護保険給付費及び地域支援事業の事業経費について、町の負担は施設サービス分が 12.5%、居宅サービス分が 12.5%、また、地域支援事業の介護予防事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.5%となっています。

 1. 介護給付費繰入金 159,399,000 円
 2. 地域支援事業繰入金
 2. 包括的支援事業・任意事業分 3,549,000 円
 3. 介護予防・日常生活支援総合事業分 2,578,000 円

所得段階が第1段階（住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合算額 80 万円以下の人）の低所得者の介護保険料については、新たに公費による軽減の仕組みが導入されています。町負担 25%。

3. 低所得者保険料軽減繰入金
 1. 現年度分 5,310,000 円

介護保険事務に携わる職員の人件費・事務費については、町の負担となっています。

4. その他一般会計繰入金
 1. 職員給与費等繰入金 79,006,000 円
 2. 事務費繰入金 18,629,000 円

8. 諸収入

1. 延滞金加算金及び過料
 1. 第1号被保険者延滞金 1,000 円
 2. 第1号被保険者加算金 1,000 円
2. 預金利子
 1. 預金利子 1,000 円
3. 雑入
 1. 第三者納付金 1,000 円
 2. 返納金 1,000 円

低所得者利用者負担対策費は、介護保険サービスの訪問介護・訪問入浴サービスを利用した場合、離島加算が付加されることから、自己負担の1割分を減額し、その減額分を各事業所が一旦負担することから、当該事業所負担総額の1/2を県から補助金として町が受け入れ、町から各事業所へ配分するためのものです。

3. 雑入

1. 雑入（低所得者負担対策費補助金）	310,000 円
（長寿社会づくりソフト事業交付金）	2,599,000 円
雇用保険料（地域包括支援センター等個人負担分）	73,000 円
社会保険料（地域包括支援センター等個人負担分）	2,152,000 円

9. 繰越金	1,000 円
--------	---------

《歳 出》

1. 総務費

1. 総務管理費

介護保険事務職員の人件費及び事業運営に係わる経費を計上

1. 一般管理費	76,310,000 円
----------	--------------

2. 賦課徴収費

介護保険料の徴収経費を計上

1. 賦課徴収費	1,271,000 円
----------	-------------

3. 認定審査会総務費

要介護認定に係わる事務職員の人件費と事務経費を計上

1. 認定審査会総務費	7,909,000 円
-------------	-------------

4. 認定審査会費

認定審査に関する審査会委員、調査員の報酬・費用弁償等を計上

1. 認定審査会費	14,653,000 円
-----------	--------------

5. 運営委員会費

介護保険運営協議会は、介護保険の計画策定及び計画の進捗状況の審議及び協議を行う組織として設置し、地域密着型サービス事業を新設する事業所の指定に関して審議する組織（地域密着型運営委員会）の役割も兼ねています。

1. 介護保険運営協議会費	158,000 円
---------------	-----------

6. 地域包括支援センター管理費

地域包括支援センターの事業運営に係る経費を計上

1. 地域包括支援センター管理費 1,034,000 円

2. 保険給付費

1. 介護サービス等諸費

要介護1～5と認定された方が利用するサービスです。

介護保険サービスには、大きく分けて居宅サービスと施設サービスがあり、在宅において介護保険サービスを利用することが居宅介護サービスで、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の利用を施設サービスといいます。

例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発活動に努めます。

《居宅介護サービス》

訪問介護・訪問入浴・通所介護等のサービスが多く利用されています。

1. 居宅介護サービス給付費 443,552,000 円

《地域密着型介護サービス》

住み慣れた場所で、可能な限り生活できるよう地域に密着した介護サービスを町が指定した介護サービス事業者が提供するものです。

本町における、地域密着型サービス事業者は小規模多機能型居宅介護事業所（ひまわりのお家）1箇所、特定施設（ひまわりのお家）1箇所、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム鶴と亀、グループホームやくしま）2箇所に加え、本年度はグループホーム安房の丘1箇所が予定されています。

2. 地域密着型介護サービス給付費 211,230,000 円

《施設介護サービス》

施設サービス給付費に係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設が該当施設です。本町においては、特別養護老人ホーム（縄文の郷、竜天園）2箇所があります。

3. 施設介護サービス給付費 415,211,000 円

《居宅介護福祉用具購入》

居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促します。

4. 居宅介護福祉用具購入費 1,737,000 円

《居宅介護住宅改修》

住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促します。

5. 居宅介護住宅改修費 3,464,000 円

《居宅介護サービス計画》

居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネージャーにサービス利用計画を作成してもらうためのものです。

6. 居宅介護サービス計画給付費 48,694,000 円

2. 介護予防サービス等諸費

要支援1、要支援2と認定された方が利用するサービスです。

1. 介護予防サービス給付費 42,481,000 円

《地域密着型介護予防サービス》

要支援1、要支援2の認定者が利用できるサービスです。対象サービス事業所は、小規模多機能型居宅介護施設（ひまわりのお家）1箇所、特定施設（ひまわりのお家）1箇所、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム鶴と亀、グループホームやくしま）2箇所に加え、本年度はグループホーム安房の丘1箇所が予定されています。

2. 地域密着型介護予防サービス給付費 2,256,000 円

《介護予防福祉用具購入》

居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し在宅生活における自立を支援します。

3. 介護予防福祉用具購入費 542,000 円

《介護予防住宅改修》

住宅を改修することにより、自立を支援します。

4. 介護予防住宅改修費 2,336,000 円

《介護予防サービス計画》

介護予防サービスを利用するときは、ケアマネージャーにサービス利用計画を作成してもらうためのものです。

5. 介護予防サービス計画給付費 5,110,000 円

3. その他諸費

国保連合会のケアプラン給付管理における審査手数料

1. 審査支払手数料 1,306,000 円

4. 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分を償還払いする仕組みです。

1. 高額介護サービス費 25,194,000 円

2. 高額介護予防サービス費 100,000 円

5. 特定入所者介護サービス等費

施設入所に関する、食費・居住費が自己負担になったことから、低所得者に対しその負担を軽減するための措置です。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 特定入所者介護サービス費 | 66,734,000 円 |
| 2. 特定入所者介護予防サービス費 | 150,000 円 |

6. 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えたものについて、払い戻す仕組みです。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 高額医療合算介護サービス費 | 5,000,000 円 |
| 2. 高額医療合算介護予防サービス費 | 100,000 円 |

5. 諸支出金

1. 償還金及び還付加算金

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 第1号被保険者保険料還付加算金 | 100,000 円 |
| 2. 国・県・支払基金負担金償還金 | 1,000 円 |

6. 地域支援事業費

1. 介護予防事業費

介護予防に関する普及啓発や介護予防ボランティア養成。一般高齢者を対象にした介護予防事業。地域住民への介護予防に係る活動の場の提供等の事業。

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 一次予防事業費 | 3,662,000 円 |
|------------|-------------|

地域包括支援センターで実施する二次予防事業（二次予防事業対象者）を対象とした事業で、運動器の機能向上プログラムを実施するために必要な経費を計上。

- | | |
|------------|-------------|
| 2. 二次予防事業費 | 1,053,000 円 |
|------------|-------------|

2. 包括的支援事業費

地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 包括的支援事業費 | 11,562,000 円 |
|-------------|--------------|

在宅医療と介護サービスが、一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関により検討会を実施。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 2. 在宅医療・介護連携推進事業費 | 170,000 円 |
|-------------------|-----------|

平成28年10月から開始予定の総合事業実施に向けて、生活支援サービスが充実するよう、関係機関による協議体の中で協議をすすめる。

また、ボランティア及び生活支援サポーターの養成を行う。

3. 生活支援体制基盤整備事業費 4,812,000 円

認知症地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。

4. 認知症総合支援事業費 244,000 円

3. 任意事業費

認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費を計上。

1. 地域包括支援センター運営事業費 1,501,000 円

介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施。在宅で重度者を介護する者に対し、経済的負担軽減のため、介護用品を支給。

2. 家族介護支援事業費 1,152,000 円

4. 介護予防・生活支援サービス事業費

平成 28 年 10 月から開始予定の総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費を計上。

1. 介護予防・生活支援サービス事業費 11,091,000 円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費を計上。

2. 介護予防ケアマネジメント事業費 535,000 円

5. 一般介護予防事業費

介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るための事業。

1. 一般介護予防事業費 4,940,000 円

6. その他諸費

総合事業サービスの審査支払事務を国保連に委託して行う際の手数料。

1. 審査支払手数料 60,000 円

7. 予備費 5,000 円

◎介護保険事業に係る一般会計計上分

《歳 入》

所得段階が第1段階（住民税非課税世帯で前年の合計所得と課税年金収入の合算額 80 万円以下の人）の低所得者の介護保険料については、平成 27 年度から公費による軽減の仕組みが導入され、一般会計にて受け入れ（国 50%、県 25%。）、介護保険事業特別会計へ繰り出し。

13. 国庫支出金

1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金

4. 介護保険事業費負担金 2,655,000 円

14. 県支出金

1. 県負担金

1. 民生費国庫負担金

4. 介護保険事業費負担金 1,327,000 円

介護予防サービス計画作成に係る報酬。

19. 諸収入

5. 雑入

2. 雑入

1. 雑入（介護報酬） 4,800,000 円

《歳 出》

3. 民生費

1. 社会福祉費

介護保険特別会計への繰出金（介護給付費分 159,399,000 円、介護予防・日常生活支援総合事業分 2,578,000 円、包括的支援・任意事業分 3,549,000 円、低所得者保険料軽減分 国 2,655,000 円、県 1,327,500 円、町 1,327,500 円、職員給与費分 79,006,000 円、事務費分 18,629,000 円）

6. 介護保険事業費（介護保険特別会計繰出金） 268,471,000 円

要支援1・2の者に対するケアマネジメントに要する経費を計上。地域支援事業交付金対象外となり、請求により介護報酬が国保連より交付。

10. 地域包括支援センター費 6,243,000 円

【 診療所事業 】

・地域医療事業（診療所事業特別会計）

地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、3箇所の町立診療所を運営し、さらに特定診療科目（眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・歯科）の巡回診療も実施していきます。

本町における地域医療においては、離島という地理的なハンデがある中で如何に安心して医療が受けられるかが住民の大きな関心事です。

その充実のためには、保健、医療における運営体制において円滑かつ効果的に実施するとともに、医療機関相互の連携を強化する必要があります。

また、各診療所の医療機器設備については、順次更新すべく、計画に基づき充実を図ります。

このことを踏まえて、本町の診療所事業を展開してまいります。

1. 3診療所の運営

（1）栗生診療所

栗生診療所については、常駐医師1名体制で、引き続き地域に密着した地域医療を目指して診療を行ってまいります。

永田診療所と同様に島内に常勤医師がいない特定診療科目については、地域住民の疾病の早期発見及び早期治療並びに経済的負担の軽減を図るため、平成28年度も引き続き、鹿児島大学耳鼻咽喉科医師の派遣により出張診療を年24回実施するほか、昨年より実施している皮膚科診療についても、引き続き、田上病院常勤医師の協力を得て、月2回出張診療を実施していきます。

また、医療機器設備については、本年度、電子カルテシステムの新規導入やX線撮影システムを更新し、より質の高い医療の提供を図ります。

このほか、常駐医師の各種学会への出席を行い、医療技術の向上を図ってまいります。

（2）永田へき地出張診療所

永田へき地出張診療所については、定期の医師交代により、引き続き自治医科大学卒の医師が常勤することになります。

島内の医療機関において、特定診療科である眼科及び皮膚科の常勤医師がいない中、住民の疾病の早期発見及び早期治療並びに経済的負担の軽減を図るため、平成28年度も引き続き鹿児島大学医学部皮膚科医局長・眼科医局長に特定診療医師派遣の協力を求め、皮膚科を年24回、眼科を年12回の出張診療を実施していきます。

診療所においては、地域住民から総合的な診療が期待され、日常的に幅広い技術が不可欠となっていることから、地域医療に従事する診療所医師の資質向上、医療技術向上等を目的に、今年度も引き続き地域医療従事医師養成事業を実施します。

(3) ロ永良部島へき地出張診療所

ロ永良部島へき地出張診療所については、前任医師の退職により、医師不在となることから、当分の間、永田へき地出張診療所の医師が2箇所管理を務めることとし、月2回の出張診療を実施いたします。そのうち1回については、一湊の門野医院の医師に依頼し、協力をいただくことといたします。

懸念される救急時の対応は、永田、栗生の町立診療所医師や屋久島医師会、屋久島徳洲会病院との連携を図るとともに、急患搬送については、診療所の対応が困難な緊急を要する患者に対して、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリで搬送する体制が整備されていることから、関係機関等と連携を密に対応していきます。

また、急患発生時において、医師又は看護師の判断の下、ヘリ搬送に至らない急病人に対しては渡船を利用して搬送します。その際の渡船の借上げ費用の一部についても補助対象として支援をいたします。

ロ永良部島島民にとりまして、特定診療科及び歯科受診の機会は非常に少ない状況です。

このような中、町では県と連携を図り、島民の疾病の早期発見及び早期治療並びに経済的負担の軽減を図るため、鹿児島赤十字病院が主体となる「特定診療科巡回診療」を実施し、鹿児島県医師会及び鹿児島大学病院の協力を得て、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の診療を今年度も引き続き実施します。なお、これまでどおり島民は無料診療となり、一部診療手数料等についてのみ町負担となります。

また、歯科診療については、無歯科医地区の住民の歯科医療を確保することを目的として、県保健医療福祉課及び県歯科医師会による「こじか号」歯科診療（有料）を、年4回実施します。

【 農業集落排水事業 】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用開始が始まり、原集落の良好な衛生環境を維持するため、平成 26 年度から業集落排水機能強化対策工事に取り組み、集落排水施設の適切な維持管理に努めている。

農業集落排水施設管理費	37,297 千円	
	浄化槽管理業務委託料	3,714 千円
	ポンプ室付着油清掃委託料	1,200 千円
	農業集落排水機能強化委託料	1,000 千円
	集落排水機能強化対策工事	29,000 千円

【 船舶事業 】

平成 28 年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら海難事故を教訓にし、安全最優先の原則を第一に事業の推進を図ります。

1. 安全運航について

安全重点施策に基づき「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」を掲げ、町長から船員までが一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本航路の最大の目的である「お客様と物資を安全・確実に届ける」を確実に達成するために適切な運航を行います。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと、出航前の整備点検を確実にを行うとともに、毎月の訓練等を重ねながら事故防止に取り組み、また航行中には船内の立入禁止区域の周知徹底、車両・貨物の横転や荷崩れ防止を図り船内巡視の強化に努めます。

船体の老朽化が進んでいることから徹底した修繕を行い、安全確保・事故防止に努めるとともに、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けてこまめなメンテナンスを行います。

また、九州運輸局や旅客船協会が主催する研修会等に積極的に参加し、運航技術や船舶に係わる知識の習得及び接遇のマナーの向上に励み、人材の育成に努めます。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、事業収入の増加のために関係機関との連携しながら旅客運賃収入等の確保に努めながら、口永良部島民を対象とした運賃割引制度を本年も引続き実施を行います。

また、年々増加傾向にある船舶修繕を抑制するために船員自らが修繕を行い経費削減に努めながら、他の経費についても必要最小限として経費の圧縮に努めます。

3. 航路改善計画の策定について

平成 28 年 6 月頃をめどに屋久島町航路改善協議会を設置し、口永良部島民や利用者へのアンケートを実施しながら、本航路に関する航路診断・経営診断を行い航路の運営等での問題点や課題を把握・分析を行い、問題点や課題の解消するための具体的な方策の中で、新船建造を踏まえて協議しながら航路改善計画書を策定していきます。

【 電気事業 】

近年、地球温暖化問題を背景に、安定供給や省コストといった従来からのお客様ニーズに加えて、省エネルギー・CO2削減といった環境面のニーズが高まっています。幸い屋久島においては、島内ほぼ全ての電力を屋久島電工(株)が発電する、水力発電によるクリーンなエネルギーで賄っており、地場産業、経済の発展に必要不可欠なエネルギーとなっています。電気への依存度が増す中、電気課ではお客様のニーズに応えられるよう、また安全で安定した電力の供給が出来るよう、既存施設の計画的な整備、改修を実施するとともに、発電者である屋久島電工(株)並びに島内配電事業者と連携を密にして事業を展開します。

本年度は、収益的収入支出 677,423 千円、資本的収入支出 59,000 千円とし、総額 736,423 千円の予算を計上し、次の事業を実施し配電設備の充実を図ります。

- 1, 各地区配電線路の経年劣化による電気事故未然防止のため、配電区域内の高低圧線等の改修工事を行う。
- 2, 低圧電力で受電している需用家の、有効期間満了に伴う積算電力量計について取替えを行う。
- 3, 配電線路網状態監視システムを利用し、遠隔操作ができるよう方向性地絡継電器付自動高圧気中負荷開閉器への取替えを行い停電時等の早期復旧に努める。
- 4, 配電区域内における外灯について、計画的にLED照明外灯への取替えを行うことで、電気使用量並びに保守管理費用の軽減を図る。
- 5, 高所作業車による配電線等の点検や支障木の伐採（枝打ち）等を行うなど、配電施設の維持管理に努める。
- 6, 電気使用料の収納確保のため、収納員と連携を図り収納率向上に努める。

平成 28 年度 工事計画内容

建設改良工事

① 志戸子線改修工事

経年劣化等による配電設備の充実を図るため、電柱の建替え並びに腕金、碍子等の部材取替え及び高圧電線の張替え改修工事を行う。改修を行うことで自然災害等に対する配電事故を未然に防止し、電力の安定供給を図る。

② 環境共生住宅線改修工事

宮之浦幹線より分岐供給している環境共生住宅及びその周辺における配電経路を、営団中道線より供給ができるよう改修工事を行い、重要施設である屋久島徳洲会病院までの負荷を軽減し安定供給を図る。

③ 小原町線改修工事

小原町を主とした宮之浦川右岸側の配電設備の充実を図るため経年劣化した部材等の取替え及び保守管理がしやすいよう、事業所線も含め一部配電線路のルート変更等の改修工事を行う。

④ 宮之浦中央中学校線改修工事

平成 26 年度に経年劣化等に伴う改修工事を実施したが、一部未実施であった。町給食センターから中央中学校校舎までの区間について、改修工事を行い配電設備の充実を図る。

⑤ 配電設備改修工事

配電区域内において部分的に経年劣化等による老朽化が著しい施設の充実を図るため、電柱の建替え及び腕金、碍子等の改修工事を行う。

架空電線修繕費

① 各地区改修工事

配電区域内において経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い、設備の充実を図ることと新規需用者への電線引込み、撤去及び電柱移設等を行う。

② 積算電力量計取替工事

低圧電力で受電している需用家で、計量法に基づき期限が満了となる積算電力量計について計画的に取替えを行う。

工事請負費

① 方向性地絡継電器付自動高圧気中負荷開閉器

方向性地絡継電器付自動高圧気中負荷開閉器へ取替えを行うことで、配電施設の充実が図られるとともに、配電線路網状態監視システムを利用した遠隔操作により停電時等の早期対応・復旧が図られ、需用者への電力安定供給に資することができる。

② 外灯取替え工事

配電区域内における外灯について、従来の蛍光灯外灯から消費電力が軽減され電球、グロー球を取替える必要性のない L E D 照明外灯へ取替えることで、電気使用量並びに保守管理費等の軽減が図られる。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

施行から 9 年目を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、今後とも持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められている。

こうした中、本県においては、平成 28 年度から保険料率が改定となるが、保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、2 年ごとに見直すこととされている。年々増加する医療費の動向を踏まえ改定され、均等割額は 51,500 円（変更なし）、所得割率は 9.97%（前回比+0.64%）と増えることとなった。

平成 28 年 1 月 1 日現在、町内の被保険者数は、2,139 名（前年と同じ）となり、平成 28 年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう、適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら、迅速な対応に努める。

(1) 被保険者証の交付等に係る事務

ア 被保険者証等の交付・再交付・返還

イ 各種届出・申請の受付

(2) 医療給付を行うための手続きに係る事務

ア 認定証等の交付・再交付・返還

イ 各種申請の受付

(3) 保険料の徴収に係る事務

ア 保険料の徴収

イ 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付

(4) その他

ア 制度に関する広報

イ 制度に関する相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

(1) 一般会計

ア 歳入

(7) 県支出金

a 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	45,464 千円
--------------------	-----------

イ 歳出

(7) 後期高齢者医療広域連合負担金	169,809 千円
--------------------	------------

a 共通経費市町村負担金	5,940 千円
--------------	----------

b 市町村療養給付費負担金	163,869 千円
---------------	------------

(2) 特別会計

ア 歳出

(7) 後期高齢者医療広域連合納付金	135,965 千円
--------------------	------------

a 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金）	75,346 千円
-------------------------	-----------

b 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担）	60,619 千円
-----------------------------	-----------

4 保険料の徴収事務

年金天引きによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

(1) 平成 28・29 年度の保険料率（平成 28 年度改定）

ア 均等割額	51,500 円	（変更なし）
--------	----------	--------

イ 所得割額	9.96%	（+0.64%）
--------	-------	----------

(2) 目標保険料収納率

広域連合において、平成 28・29 年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

ア 現年度	99.0%
-------	-------

イ 現年度＋滞納繰越	98.5%
------------	-------

(3) 特別会計

ア 歳入

(7) 後期高齢者医療保険料	75,345 千円
----------------	-----------

a 特別徴収保険料（現年度分）	52,041 千円
-----------------	-----------

b 普通徴収保険料（現年度分）	22,304 千円
-----------------	-----------

c 普通徴収保険料（滞納繰越分）	1,000 千円
------------------	----------

イ 歳出

(7) 徴収費経費	614 千円
-----------	--------

5 保健事業の推進

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

ア 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）

イ 健診関係データ等の調査分析

ウ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(2) 特別会計

ア 歳入

(ア) 長寿健診補助金 1,309 千円

イ 歳出

(イ) 健康診査経費（受診見込者数 300 人） 2,020 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

ア 広域連合が行う研修などへの参加

イ その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

ア 医療費関係データ等の調査分析

イ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

ア 町広報誌を活用した情報提供

イ パンフレット等の配布